

# 吹田市自治基本条例見直し検討資料集



平成 27 年（2015 年）10 月

吹田市まち産業活性部地域自治推進室

## 表紙

- 左上 北大阪健康医療都市(愛称：健都(けんと))として新しいまちづくりが進む吹田操車場跡地
- 右上 吹田市と吹田市自治会連合協議会との合同防災訓練の様子(バケツリレー)
- 左下 市民公益活動の促進・支援の拠点 吹田市立市民公益活動センター(愛称：ラコルタ)
- 右下 Jリーグ・ガンバ大阪のフランチャイズ 市立吹田サッカースタジアム

## ～はじめに～

吹田市では、地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念及び運営原則並びに市政運営の基本的なルールを定めた「吹田市自治基本条例」を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行しています。

同条例には、施行の日から5年の期間を超えないごとに見直しの検討を行い、必要がある場合は、改正条例の提案など必要な措置を講ずる旨の規定があることから、施行10年を迎える平成29年(2017年)1月までに、自治基本条例の見直し手続きを終えることが必要です(第1章)。

施行5年の際には、市長の附属機関である市民自治推進委員会から、条例の改正よりは施行実態を改善すべきであるとの意見を受けた経過があります(第2章)。今回の10年目の見直し検討にあたっては、そうした自治基本条例の施行実態(第3章)だけではなく、他自治体の自治基本条例等の状況(第4章)、市民からの見直しに係る提言(第5章)、市政の課題と方向性が示された施政方針(第6章)及びそれらをリンクさせた資料(第7章)が有用ではないかと考え、一冊の資料としてまとめたところです。

本資料集は、庁内外の見直し検討組織で用いるとともに、広く市民及び市議会に公開し、情報共有と市民参画を図りながら、見直し検討を進めてまいります。

最後になりましたが、お忙しい中、ご提言をいただきました市民のみなさん、照会のご回答をいただきました他自治体の職員の方々に、心より厚くお礼申し上げます。

まち産業活性部地域自治推進室

## 《 目 次 》

|       |   |    |
|-------|---|----|
| 第 1 章 | 自治基本条例の見直し検討を行う趣旨とスケジュール                            | 3  |
| 第 2 章 | 自治基本条例の制定過程と前回の見直し検討結果                              | 8  |
| 第 3 章 | 自治基本条例の施行実態   | 15 |
| 第 4 章 | 他自治体の自治基本条例（類似条例を含む）の状況調べ                           | 37 |
| 4-1.  | 施行 5 年を経過した他市・特別区の自治基本条例等の<br>見直し検討状況調べ             | 37 |
| 4-2.  | 施行 5 年に満たない市・特別区の自治基本条例等のうち、<br>吹田市自治基本条例に定めのない条項調べ | 46 |
| 第 5 章 | 自治基本条例の見直しに係る市民からの提言                                | 59 |
| 第 6 章 | 施政方針 ～平成27年(2015年) 7 月～                             | 69 |
| 第 7 章 | 自治基本条例の見直し検討ポイント一覧                                  | 80 |

## 第1章 自治基本条例の見直し検討を行う趣旨とスケジュール

吹田市では、平成19年（2007年）1月1日から自治基本条例を施行し、市民福祉の向上のため、市民自治の確立に取り組んでいる。同条例は、まちづくりの基本的なルールを定める自治体の憲法的性格を有する一方で、社会・経済情勢の大きな変化により、条例で定める内容と実態が合わなくなることが考えられるため、第32条で条例の定期的な見直しの検討と見直しの必要があるときは必要な措置を講ずることを定めている。

この規定に基づき、施行から10年を迎える平成29年（2017年）1月までに見直しの検討を行い、見直しを要するとの結論に至れば改正条例を議会に提案するスケジュール（予定）を進めていく（4ページ）。

第32条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

今回の見直し検討は、上記のように自治基本条例が憲法的性格を有すること、また、制定までに3年もの間、様々な市民参画を図りながら議論を重ねて作り上げた経緯もあるため（第2章）、必ずしも見直しを前提とした検討ではなく、見直すべき点がないのかについて、施行10年を機に丁寧で慎重な検討を行うことが目的となる。

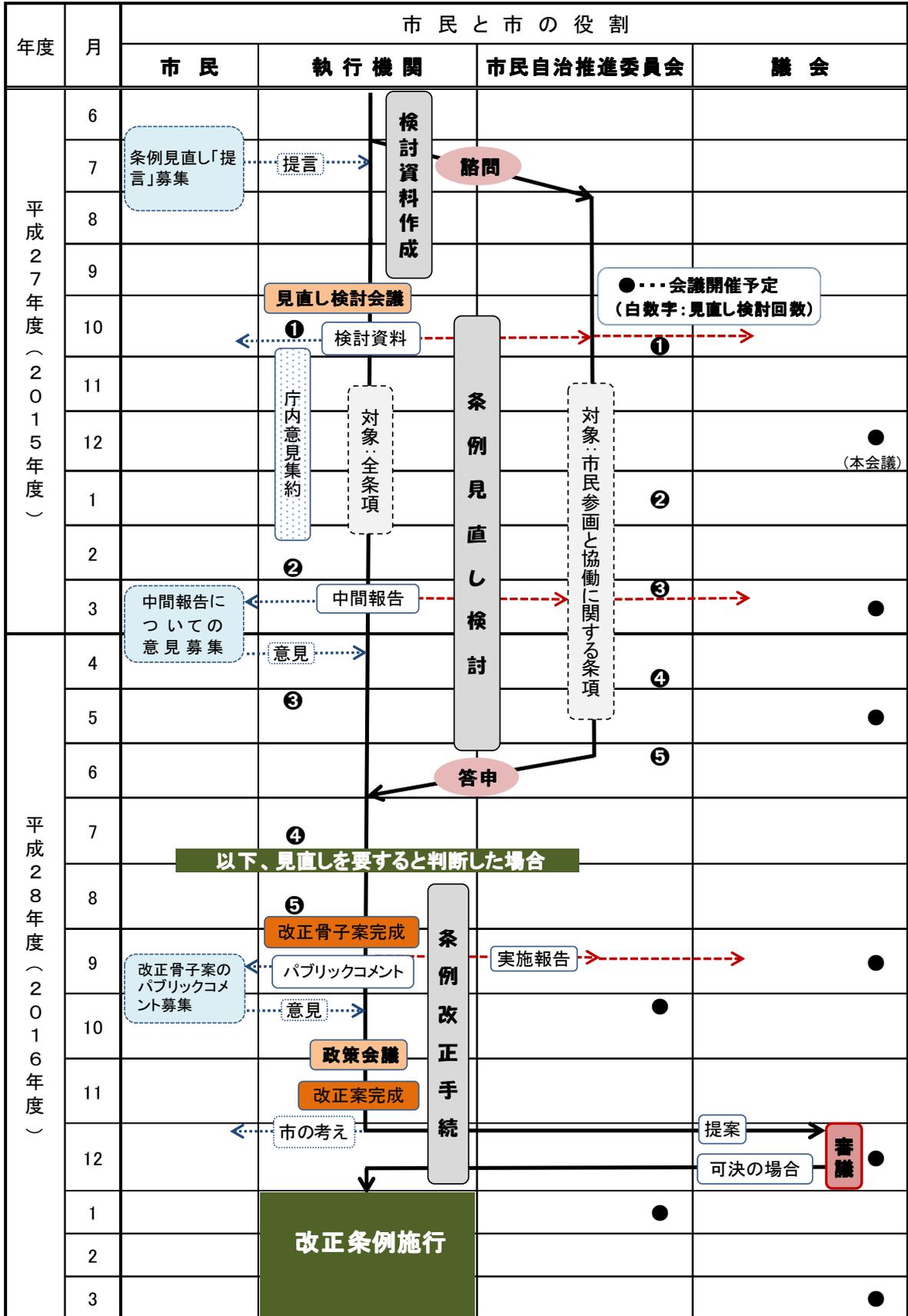
前回の見直し検討に際しては、施行からまだ5年の経過であったこと、自治基本条例で定める市長の附属機関「市民自治推進委員会」から改正を要する意見が特に聞かれなかったこともあり、同委員会には諮問を行わなかったが、今回は第30条第2項に基づき、「市民参画及び協働に関する条項」の見直し検討について諮問するとともに（5ページ）、庁内の部長級等職員からなる「自治基本条例見直し検討会議」を設置し（6ページ）、同会議では「市民参画及び協働に関する条項」を含めたすべての条項について見直し検討を行う。

第30条第2項 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

見直し検討に関する資料等の情報は、市民、議会と共有しながら、積極的な市民参画を図る中で検討を進め、平成28年（2016年）6月頃に市民自治推進委員会の答申を受けた後、自治基本条例見直し検討会議において総合的な見地から見直しが必要かどうかを判断する。見直しを要とした場合、改正骨子案についてパブリックコメントを行い、市民意見を踏まえた改正案を政策会議（最終意思決定機関）に付議した後、同年12月議会に提出する予定にしている。

なお、改正内容によっては、施行までに周知期間を設けることとする。

自治基本条例見直しに係るスケジュール（予定）



27吹ま自第236号  
平成27年8月4日  
(2015年)

吹田市市民自治推進委員会  
委員長 岡 絵理子 様

吹田市長 後藤 圭二

### 諮 問 書

本市では、地方分権時代にふさわしい市民自治によるまちづくりを推進するため、市民自治の基本理念及び運営原則並びに市政運営の基本的なルールを定めた吹田市自治基本条例を平成18年(2006年)10月11日に制定し、平成19年(2007年)1月1日から施行しています。

同条例では、社会・経済情勢の大きな変化により内容が実態と合わなくなることを考え、施行の日から5年の期間を超えないごとに見直し、必要がある場合は改正条例の提案など必要な措置をとることを定めています。

つきましては、施行から10年目を迎える平成29年(2017年)1月までに見直しを検討しますので、吹田市自治基本条例(平成18年吹田市条例第34号)第30条第2項の規定により、下記の取組について御審議いただきますよう貴委員会に諮問します。

### 記

- 1 吹田市自治基本条例のうち、市民参画及び協働に関する条項についての見直し検討

以上

## 吹田市自治基本条例見直し検討会議設置要領

(設置)

第1条 吹田市自治基本条例(平成18年吹田市条例第34号。以下「条例」という。)第32条の規定に基づき、条例の見直しについて検討するため、吹田市自治基本条例見直し検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の見直しに関する事項
- (2) その他会長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある者により構成する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置き、会長はまち産業活性部を担当する副市長、副会長は他の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議の会議は、必要の都度、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 検討会議の庶務は、まち産業活性部地域自治推進室において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

(別表)

吹田市自治基本条例見直し検討会議委員名簿

| 役職名  | 委員職名           |
|------|----------------|
| 会長   | 副市長（まち産業活性部担当） |
| 副会長  | 副市長            |
| 委員   | 危機管理監          |
|      | 総務部長           |
|      | 行政経営部長         |
|      | 市民生活部長         |
|      | 人権文化部長         |
|      | まち産業活性部長       |
|      | こども部長          |
|      | 福祉保健部長         |
|      | 環境部長           |
|      | 都市整備部長         |
|      | 道路公園部長         |
|      | 下水道部長          |
|      | 会計管理者          |
|      | 教育総務部長         |
|      | 学校教育部長         |
|      | 地域教育部長         |
|      | 議会事務局長         |
|      | 選挙管理委員会事務局長    |
|      | 監査委員事務局長       |
|      | 農業委員会事務局長      |
| 水道部長 |                |
| 消防長  |                |

吹田市市民自治推進委員会委員名簿

| 役職名  | 委員氏名   | 所 属                   |
|------|--------|-----------------------|
| 委員長  | 岡 絵理子  | 関西大学環境都市工学部准教授        |
| 副委員長 | 田中 優   | 大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授  |
| 委員   | 岡村 こず恵 | 社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局主幹 |
|      | 中塚 尚   | 吹田市自治会連合協議会理事         |
|      | 鍵谷 誠一  | 公募委員                  |
|      | 仲倉 嘉奈女 | 公募委員                  |
|      | 三浦 幸美  | 公募委員                  |

任期：平成 27 年（2015 年）4 月 1 日～平成 29 年（2017 年）3 月 31 日

## 第2章 自治基本条例の制定過程と前回の見直し検討結果

吹田市では、他の自治体と比較して早い段階から自治基本条例の制定に着手し、様々な市民参画を図りながら十分に時間を掛けて検討した後、議会の審査を経て定めた経過がある【表1】。

【表1】 自治基本条例の制定過程

| 年 月             | 内 容                |
|-----------------|--------------------|
| 平成12年(2000年)3月  | 市長が施政方針で条例制定の検討を表明 |
| 平成15年(2003年)1月  | 第1回自治基本条例講演会開催     |
| 平成15年(2003年)3月  | 自治基本条例を考える市民会議発足   |
| 平成15年(2003年)4月  | 自治基本条例研究会発足        |
| 平成15年(2003年)6月  | 第2回自治基本条例講演会開催     |
| 平成15年(2003年)10月 | 庁内検討委員会設置          |
| 平成16年(2004年)8月  | 自治基本条例中間報告書作成      |
| 平成16年(2004年)9月  | 第3回自治基本条例講演会開催     |
| 平成16年(2004年)10月 | ワークショップ開催          |
| 平成17年(2005年)4月  | 条例検討素案作成           |
| 平成17年(2005年)5月  | シンポジウム開催、ワークショップ開催 |
| 平成17年(2005年)7月  | 市議会全員協議会開催         |
| 平成17年(2005年)10月 | 自治基本条例最終報告書報告会開催   |
| 平成17年(2005年)11月 | 市議会会派意見交換会開催       |
| 平成18年(2006年)5月  | 条例素案のパブリックコメント     |
| 平成18年(2006年)9月  | 議会提案・審査(意見は下記のとおり) |
| 平成18年(2006年)10月 | 制定(11日)            |

### 自治基本条例案を審査した財政総務委員会委員の意見

平成18年(2006年)9月定例会

- 1 本案に賛成するが、幾つか指摘した問題点があると思う。「市民自治」という言葉の定義、第20条、市民意見に関する意思決定という条項の文言は、もっときちっと精査をした上で修正をする必要がある。

第23条第2項、市民の自発的活動を支援するよう努めるという条項は、地域社会等への貢献度の高い活動というような意味に修正をすべきである。なぜなら単なる自発的活動ということであれば、幅が広過ぎて対象が広くて絞れず、市も受け付けに困ると思う。地域社会等への貢献度の高い活動、貢献度のある活動ではだめで、高い活動でないと財政難のときに困ると思うので、その点を意見とする。

第24条第1項、自主的に形成された集団又は組織という文言は、大変な問題点が生じてくるので、自治会、NPOなどの組織化された団体等というような文言に修正されたい。

本条例案の施行日は平成19年1月1日であり、まだ3カ月余裕があるので、その施行日に必要な市民との協働のあり方に関する指針又は要綱等の策定、本日配付された資料は指針でも要綱でもないので、指針又は要綱のような形で策定をする必要がある。また、パブリックコメント条例も提案する必要がある。

自助、互助、公助に関する指針について、市長がよく市民の前で、自助、互助、公助について発言しているが、市は何も動いておらず、どんな書類にも出てないということでは困る。一日も早く指針をつくるべきである。

それらを平成19年1月1日の施行日に合わせる形で策定を急ぐことを要望し、本案に賛成する。

- 2 地方主権の時代を迎え、吹田市の自治のあり方についての最高規範である独自の基本条例を市民協働のもと、3年間を費やし、今般議案を上程されたことをまず評価する。財政運営、第27条で総合計画を担保する財政計画策定を定義づけたこと、また、第21条、住民投票の実施について第2項において、市は住民投票の結果を尊重することを明記したことについて評価する。

要望としては、市庁内の情報共有のためにISO9001制度の導入に早急に取り組みされたい。条例用語また運営の公平性を担保するために法制部門の強化に早急に取り組みされたい。そのためにも人材育成の必要性はますます高まっていると思うので、市職員の専門機関や大学、また大学院への研修派遣の充実に取り組みされたい。また、行政評価については、外部監査の導入を早急に検討されたい。

以上のことを要望し、本案に賛成する。

- 3 今回、3年間の議論を経て、市政へ市民参画を進める理念を示す条例が提案されたことを評価する。しかし、自治基本条例はつくるだけでは余り意味がない。したがって、条例をつくって終わりではなく、まず、この条例の情報共有、市民参画、協働の原則という考え方を全庁的に周知徹底されたい。

そして、条例を所管する企画部及び各担当部署がともに市の施策の見直しを行い、具体的に原則を実現するに当たっての課題を早急に抽出し、課題の解消に当たられたい。また、企画部及び吹田市市民自治推進委員会においては、3原則がどこまで進んでいるのか進行管理を行い、今後、前向きな条例の見直しが行われることを希望し、本案に賛成する。

- 4 自治基本条例の最大の目的は、市民と情報や市政運営を共有し、市民の参画と協働を促すことにある。今回提案されている条例とともに、本来市民参加と協働を担保するシステムや条例等が明らかにされなければならないが、今回の提案ではそのことが明らかにされていない。

これまでの3年間の努力は是とするが、さらに検討を深め、実効あるものとして提案されるようお願いする。

今回はそのことが明らかにされない中で、時期尚早と判断し、反対する。

自治基本条例の施行から5年を迎えるにあたって、市民自治推進委員会に見直し検討の諮問は行わなかったが、平成23年（2011年）10月に、第30条第3項の規定に基づき、見直しに関する意見書を受けた（11、12ページ）。意見書は、「市民自治の確立」という観点からは条例を改正する必要は特にはないが、条例の施行実態を改善する措置が必要であるとの内容であった。

第30条第3項 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べるすることができます。

その意見書を受け、条例の見直しよりも、条例の施行実態を改善する措置として「協働の事例集」の作成や「市民自治の推進に向けてのアクションプラン」の策定に取り組む方針を固め、市の重要な政策の方向性を定める会議において承認を得た上で、それらの取組を行ってきた。

この間、定例市議会において、自治基本条例の見直しに関する質問を受けている。これに対して、市としては、条例を見直すよりも条例の認知度を高めることに尽力すること及び協働等を推進するための方策等を検討することを優先すべきと考える旨答弁している（13、14ページ）。

なお、自治基本条例は平成25年（2013年）3月に改正を行っている。これは施行5年を契機とした見直し規定に基づくものではなく、地方自治法の改正により、総合計画の基本構想の策定義務がなくなったことを受け、自治基本条例に策定義務を置くとともに、基本構想及び基本計画の策定・改廃には議会の議決を要する旨改正を行ったものである【表2】。

【表2】 自治基本条例新旧対照表

\_\_\_\_\_は改正箇所

| 旧   | 新  |
|---|--|
| <p>(総合計画)</p> <p>第25条 <u>執行機関は、市長が策定する総合計画（地方自治法の定めるところにより議会の議決を経て定められる行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）に基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。</u></p> <p>2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、<u>広範な市民が参画できるよう努めなければなりません。</u></p> | <p>(総合計画)</p> <p>第25条 <u>市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。</u></p> <p>2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、<u>広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。</u></p> |

平成23年10月25日  
(2011年)

## 吹田市自治基本条例見直しに関する意見書

吹田市市民自治推進委員会

吹田市市民自治推進委員会（以下「本委員会」という。）は、吹田市自治基本条例（平成18年吹田市条例第34号。以下「本条例」という。）第30条第3項に基づき、市長に対し下記のとおり意見を述べるものである。

### 記

本条例は、「市民自治の確立」を目的として平成18年（2006年）に制定された。本条例がこの目的に寄与し得ているかどうかは、目的設定自体が適切かどうかも含めて不断の検証が必要である。そのために、本条例第32条においては、「この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに」この条例の各条項について検討を加えるものとするのが規定されている。

本条例は、平成19年（2007年）1月1日に施行された後、まもなく満5年を迎える。本委員会は、本条例に基づき設置された市長の附属機関として、以上のような事情に鑑みて、本条例を見直す必要性について議論を重ね、次のような結論を得た。

- 1 「市民参画」及び「協働」に関する事項の範囲内で、「市民自治の確立」という観点からは、現時点において、本条例を改正する必要は特にない。
- 2 「市民自治の確立」のためには、本条例の趣旨をさらに普及し施行実態を改善する措置が必要である。

### <補足説明>

本委員会は、「市民自治」をより一層充実したものとするために市として取り組むべき事項として、平成22年（2010年）12月に『市民自治の推進に向けての提言』をまとめ、市長に提言した。同『提言』においては、①自治基本条例それ自体に関する情報提供、市民参画・協働の機会に関する情報提供ほかの情報提供に関する事項、②協働事業の評価に関する事項、③新たな協働の仕組みの構築に関する事項、④審議会等の公募委員の選出方法等の改善という大別して4つの事項を取り上げている。もっとも、そこにおける個々の提言は、今後の検討課題を提示する

ものであって現時点で本条例に改正規定として織り込むのが困難なものか、あるいはやや細目的な事項であって「本市における市民自治の基本を定める最高規範」

(本条例第2条第1項)と位置づけられた本条例の中に規定を設けることが必ずしも相当ではないものである。そのほか、現時点において、「市民自治の確立」という観点から直ちに改正を必要とする箇所は、特に見出されない。

吹田市にとって「市民自治の確立」のために必要なのは、本条例を改正することよりも、むしろ、上記『提言』の実行をはじめ本条例の趣旨をさらに普及し施行実態を改善するための措置をとることであり、それで十分である。

なお、「市民自治」の理念及びその運営原則の1つである「協働」の意味内容については、本条例第4条及び第5条第3号に規定された文言からは理解しづらいという指摘がある。確かに、これらの概念については市民のみならず市職員においても認識が共有されるに至っていないのが実情である。しかし、この認識の不一致を克服するために、本条例の改正でもって「市民自治」や「協働」の特定の理解を他者に強要するのが適切な手段とはいえない。むしろ、多くの市民や職員の間で「市民自治」や「協働」に則した取り組みと考えられている事例を幅広く記録し整理することを通じて、「市民自治」や「協働」の理念の内実と輪郭について徐々に共通認識を形成していくことが望ましいと考えられる。このような取り組みは、上述した本条例の趣旨をさらに普及し施行実態を改善する措置の一環として位置づけることのできるものである。

## 自治基本条例見直しに関する質問と答弁

平成23年（2011年）9月定例会

### 質問

吹田市自治基本条例は、平成19年1月に制定されております。現在、全国で約200の自治体において制定をされておりますが、これらの中には制定の過程や内容において多くの問題が潜んでいることがわかってまいりました。例を挙げて説明をいたします。

豊中市自治基本条例の第1条には、この条例は、市民主権の理念にのっとり云々とあります。言うまでもなく日本国憲法は国民主権であり、市民主権ではありません。なぜあえて市民主権という言葉を使うのか、その背景に国家を否定する考えが潜んでいるとの指摘がございます。

また、大和市自治基本条例の第7章、厚木基地の第29条第1項には、市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。

第2項には、市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならないとあり、この条例には、あたかも国家に対する抵抗権があるというようにうたっており、国家は国民を抑圧する機関であるものととらえ、国家を否定する考え方が根底にあるのであります。

次いで、第31条には、本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができるとしております。これは議会の持つ機能を縮減させるものであります。そして、子供の投票には学校や家庭の秩序を壊す危険性が懸念されているのであります。

最後に、川崎市自治基本条例の第4条（1）市民は、地域社会の課題をみずから解決していくことを基本として、その総意によって市を設立し、地域社会における自治の一部を信託していることとしており、第10条、市に、議事機関として、選挙によって選ばれた議員で構成される議会を設置します。

第13条、市に、選挙によって選ばれた市の代表である市長を設置しますなどあります。市民がその総意によって市、議会、市長を設置するとしているわけですが、実際にはこれらは地方自治法に基づいて設置されているのであります。この驚くべき考え方は信託論と呼ばれているもので、日本国憲法の前文に、国政は国民の厳粛な信託によるとあるのを根拠としており、自治体等が市民の信託によって成り立つとしているのであります。

さて、我が吹田市自治基本条例には、このような問題がないのかと再確認をいたしましたところ、第2条第1項に、この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

第2項に、執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとし、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとし、また、法令を自主的に解釈することも、憲法、法律の規定に反する条例は定めることはできないはずであります。

そして、第32条には、市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとし、また、法令を自主的に解釈することも、憲法、法律の規定に反する条例は定めることはできないはずであります。担当理事者の御所見をお示しください。

### 答 弁

自治基本条例の最高規範性についてでございますが、御指摘のとおり、法体系上個々の条例に優劣、上下関係はなく、この条例も他の条例と同列に扱われるべき条例であり、すべての条例の上位に位置づけられるものとは考えておりません。

こうした考えに基づき、第2条で市民自治の基本に限定して最高規範性をうたっており、情報共有、市民参画、協働等、市民自治の運営原則に関連する条例等の制定や改廃に当たりましては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければならないものと認識いたしております。

次に、第32条の条例の見直しについてでございますが、これまで数回、第30条の市長の附属機関である市民自治推進委員会で御議論いただきました。

その中で、御意見といたしましては、「条例に対する市民の認知度がそれほど高くない状況を前提とすると、条例の文言を修正するよりもむしろ、現行の条例の認知度を高め、多くの市民がこの条例を活用するような状況をつくっていくほうがより重要である。また、市民参画や協働を推進していくためには、制度を整備するだけでなく、多くの市民に市民参画や協働の機会を提供していくことが重要であり、そうした観点から、条例を見直すことよりも、条例の施行実態を改善することのほうが、より必要度が高い。」といった御意見をいただきました。

本市といたしましては、これらの御意見を踏まえまして、条例を見直すことよりも、より一層条例の認知度を高めることに尽力することや協働等を推進するための方策等を検討することを優先すべきであると考えております。

そのために、現在、講演会やシンポジウムの開催の予定や本市における協働の実態を明らかにし、協働を推進するために、協働の事例集の作成等を検討しているところでございます。

### 第3章 自治基本条例の施行実態

吹田市では、自治基本条例の施行後、市民自治の確立に向けた取組を行ってきた【表1】。自治基本条例の見直し検討には、そうした取組も踏まえ、条例が実際どのように運用されているかを知る必要があることから、次ページ以降に各条項の施行実態を記載した。

なお、条項に関連する政策等の方向性が施政方針（第6章）で言及されている場合は、該当ページ数を示すこととした。

**【表1】 自治基本条例施行後の市民自治に関する主な取組**

| 年 月                              | 内 容   |
|----------------------------------|---|
| 平成19年（2007年）1月                   | 自治基本条例施行                                    |
| 平成19年（2007年）3月                   | 審議会等の設置及び運営に関する指針改定（公募市民の範囲を自治基本条例の「市民」に拡大） |
| 平成19年（2007年）3月                   | 市民公益活動促進に関する基本方針策定                          |
| 平成19年（2007年）4月                   | 市民自治推進委員会発足                                 |
| 平成20年（2008年）3月                   | みんなで支えるまちづくり基金設置                            |
| 平成20年（2008年）6月                   | 市民参画の推進に関する指針策定                             |
| 平成21年（2009年）7月                   | 吹田市民の意見の提出に関する条例（パブリックコメント条例）施行             |
| 平成22年（2010年）3月                   | みんなで支えるまちづくり条例議会提案（同月撤回）                    |
| 平成22年（2010年）7月                   | 市民活動災害見舞金制度実施                               |
| 平成22年（2010年）12月                  | 「市民自治の推進に向けての提言」受理                          |
| 平成23年（2011年）6月                   | 新しい地域自治組織（仮称）地域委員会の検討開始                     |
| 平成23年（2011年）10月                  | 「自治基本条例見直しに関する意見書」受理                        |
| 平成24年（2012年）2月                   | まちづくりシンポジウム開催                               |
| 平成24年（2012年）9月                   | 市民公益活動センター（愛称：ラコルタ）供用開始                     |
| 平成25年（2013年）2月                   | 「協働の事例集すいた 2013」発行                          |
| 平成25年（2013年）3月                   | 「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」策定（※）         |
| 平成25年（2013年）3月                   | 自治基本条例の一部改正（総合計画の策定義務等を明記）                  |
| 平成25年（2013年）4月<br>～ 28年（2016年）3月 | 「市民自治の推進に向けてのアクションプラン～提言を受けて～」実施            |

※市民自治の推進に向けてのアクションプラン……平成22年（2010年）12月に市民自治推進委員会からの「市民自治の推進に向けての提言」を受けて定めたもので、平成25年度（2013年度）から3年間を計画期間とし、市政の情報提供の充実や市民参画・協働の推進など提言内容の実現に向けたアクションプランを定め、PDCAサイクルにより年次的に取り組んでいる。

## 各条項の施行実態

### 前文

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則（第4条・第5条）

第3章 市民の権利、責務等（第6条—第8条）

第4章 議会（第9条—第11条）

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務（第12条—第14条）

第6章 情報共有、情報公開等（第15条—第17条）

第7章 市民参画及び協働（第18条—第23条）

第8章 コミュニティの尊重等（第24条）

第9章 行政運営の原則（第25条—第29条）

第10章 市民自治推進委員会（第30条）

第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力（第31条）

第12章 条例の見直し等（第32条・第33条）

### 附則

### 前文

吹田市は、人類共通の願いである恒久平和を希求し、市民の健康と福祉の向上を基本として、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちの実現に向け、市民とともに市政を進めてきました。全国に先駆けて、循環型社会への移行を進め、子どもや高齢者を支える福祉を推進するとともに、コミュニティの振興を図り、都市文化を育んできました。こうした施策は、市民と市との信頼と協力があってこそ実現したものであり、また、市民の自主的な活動は、吹田のまちを築く大きな原動力となってきました。

本格的な地方分権の時代を迎えた今日、先人の英知とたゆまぬ努力により発展してきたこのまちを、だれもが安心していつまでも住み続けたいなるまちとして次世代に引き継いでいくために、今まで以上に市民及び市は、それぞれの役割と責任の下に、お互いに協力して市民自治を行うことが求められています。

そのために、市民は、市民自治の担い手であることを改めて自覚し、地域社会の課題の解決に向けて、自ら考え、行動するとともに、市政運営に主体的にかかわらなくてはなりません。

他方、市は、効果的かつ効率的な市政運営に努めるとともに、市民参画及び協働を押し進め、地方分権の時代にふさわしい独自の政策を掲げ、推進しなければなりません。そして、市は、すべての市民が誇りに思い、一人ひとりの人権が尊重される、真に自立した吹田市の実現を図らなければなりません。

ここに、市民及び市は、市民福祉の向上のため、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を共有し、市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。

## 【施行実態】

前文は、この条例を制定する趣旨や目的を明確にするために、市政の歩みから条例制定の背景、目指すべき自治の姿とその確立に向けた市民及び市の役割並びに決意などを述べており、市政運営にあたってのよりどころとしているものである。具体的な施行実態については、関連する条項で記載する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、本市における市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則を定め、市民、議会及び市長その他の執行機関のそれぞれの役割を明らかにするとともに、市民自治の運営原則に基づく制度等の基本を定めることにより、市民福祉の向上のため、市民自治の確立を図ることを目的とします。

## 【施行実態】

条例の目的は、市民福祉の向上のため、市民自治を確立することにある。最終目的の「市民福祉の向上」とは、地方自治法で定める自治体の設置目的「住民の福祉の増進を図ること」と同義であることから、吹田市は本条に定める目的を果たすため、市政運営を行っている。

第1章から第3章までに定める市民自治の基礎となる考え方は、市報やホームページ等も活用しながら市民及び職員に周知を図っている。

### 市民及び職員への周知の取組（一例）

- ・ 新規採用職員研修
- ・ 自治基本条例職員ハンドブックの配付
- ・ 市民と行政とのパートナーシップ職員研修
- ・ 自治基本条例啓発チラシ・ポスターの配付
- ・ 協働の事例集、市民活動の事例集の発行
- ・ 職員出前講座、講演会等の開催

### (条例の位置付け等)

第2条 この条例は、本市における市民自治の基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を図らなければなりません。

2 執行機関は、この条例の趣旨にのっとり、その事務に関する法令の解釈を自主的かつ適正に行うものとします。

## 【施行実態】

自治基本条例は、市政のすべての分野を網羅するものではあるが、法体系上、個々の条例に優劣・上下関係はないことから、直接的には市民自治の運営原則である情報共有、市民参画、協働の三原則に基づく条例等の最高規範と位置付けている。これまでに本条例と

の整合性を図るため、「吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針」における公募委員の範囲を「住民」から第3条の「市民」の範囲に拡大する改定を行っている。

また、執行機関は、法令の解釈をする際、本条例で定めている市民自治のあり方を尊重し、自主的に解釈することとしている。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいいます。
- (2) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価の過程に主体的に関わり、行動することをいいます。
- (3) 協働 市民及び市が、共通の目的を実現するため、それぞれの役割と責任を自覚しながら、お互いの立場を尊重し、協力することをいいます。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (5) 市 議会及び執行機関をいいます。

**【施行実態】**

定義については、とりわけ「市民」「協働」「市」といった用語が人によって異なる意味を抱かせるため、市民と市で認識を共通させることを目的に、市民及び職員に周知を図っている。

第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則

(市民自治の基本理念)

第4条 次に掲げることを市民自治の基本理念とします。

- (1) 市民は、等しく尊重されること。
- (2) 市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。
- (3) 市は、国及び大阪府と、それぞれの役割分担の下に、対等の立場で相互協力の関係に立って、自律的な市政運営を図ること。

**【施行実態】**

市民と市が、市民自治を進めるにあたっての根本的な考え方として、第1号で、市民は、等しく尊重されることを掲げ、第2号で、市民一人ひとりが主体的に自分たちの地域のことを考え、より住みよい地域を築いていく「住民自治」、第3号で、自立した団体としての市が、国や大阪府など他の自治体と対等の立場に立ち、自律した運営を行う「団体自治」について定めている。

これらの基本理念は市民及び職員に周知を図るとともに、第2号に関する取組として、多様な市民が自らの地域に参画でき、自らの意見が反映されるような仕組みづくりの検討、第3号に関する取組として、国や大阪府からの権限移譲及び保健所の設置等様々な権限を有する中核市への移行を進めている。●施政方針 78 ページ⑩

#### 権限移譲事務(一例)

- ・ 社会福祉法人の設立認可、指導監査等に関する事務
- ・ 認可外保育施設の開設に係る届出の受理、指導監督に関する事務
- ・ 国土利用計画法（一定要件の土地取引）に基づく届出に関する事務

#### (市民自治の運営原則)

第5条 次に掲げることを市民自治の運営原則とします。

- (1) 情報共有の原則 市民及び市は、市政に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民は、自らの意思と責任の下に、市政に参画すること。
- (3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深め、協働すること。

#### 【施行実態】

市民自治の運営原則である情報共有、市民参画、協働の三原則については、基本理念等と合わせて市民及び職員に周知を図っている。具体的な施行実態については、関連する条項で記載する。

### 第3章 市民の権利、責務等

#### (市民の権利)

第6条 市民は、次に掲げる権利を有します。

- (1) 市政に関する情報を知ること。
- (2) 市政に参画すること。

#### (市民の責務)

第7条 市民は、次に掲げる責務を有します。

- (1) お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。
- (2) 市政に参画するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。

#### 【施行実態】

市民の権利と責務については、市民自治の基本理念等と合わせて市民及び職員に周知を図っている。具体的な施行実態については、関連する条項で記載する。

#### (事業者の社会的責任)

第8条 市民としての事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、良好な都市文化の形成に寄与するよう努めなければなりません。

## 【施行実態】

事業者（市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者若しくは団体）には、地域社会を構成する一員としての役割を担うことが求められており、これまで種々の地域貢献活動が行われている。

### 事業者の地域貢献活動（一例）

- ・ 合同防災訓練（自治会連合協議会）
- ・ 災害時における燃料等の優先供給（給油所）
- ・ 津波、洪水避難ビル指定（事務所）
- ・ 市内における犯罪防止活動（吹田警備業防犯推進委員会）

## 第4章 議会

### （議会の役割及び権限）

第9条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定めるところにより、直接選挙を通じて選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であり、適正に行政運営が行われているかについて監視及び牽制をする役割を果たします。

2 議会は、地方自治法の定めるところにより、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有します。

## 【施行実態】

議会は、代表的な権限である条例の制定・改廃、予算の決定、決算の認定等を行っているほか、平成24年（2012年）には地方自治法第100条に基づき、グリーンニューディール基金に係る随意契約及び関連業務等に関する調査特別委員会（100条委員会）を設置し、調査権を行使している。

### （議会の責務）

第10条 議会は、開かれた議会運営のため、その保有する情報を市民に公開し、市民と共有しなければなりません。

## 【施行実態】

自治基本条例制定時から本会議や委員会を傍聴することは可能であり、会議録についても情報公開課やホームページなどで公開するとともに、議会活動をまとめた市議会だよりを全戸配付している。条例施行後も議会内の委員会等で議論し、開かれた議会運営に向けた取組を続けている。

### 自治基本条例施行後の取組（一例）

- ・ 本会議のインターネット放映
- ・ 本会議録速報版の公開
- ・ 本会議、委員会提出資料の公開
- ・ 本会議における一問一答方式の採用（選択制）

- ・議案に対する議員別賛否の市議会だよりへの掲載
- ・議会交際費、政務調査費のホームページでの公開

(議員の責務)

第11条 議員は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 議員は、議会活動に関する情報等について、市民に説明するよう努めるものとします。

**【施行実態】**

議会として前条に挙げた取組等を進めているほか、各議員において、個人や会派で作成している広報紙やホームページなどを通じ、市民に議会活動についての説明を行っている。

第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

(市長の責務)

第12条 市長は、市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行しなければなりません。

2 市長は、その地位が選挙によって信託されたものであることを認識し、市民の意向を的確に行政に反映させ、市政の課題に適切に対処しなければなりません。

3 市長は、前項の目的を達成するため、職員を適切に指揮監督し、人材の育成に努めなければなりません。

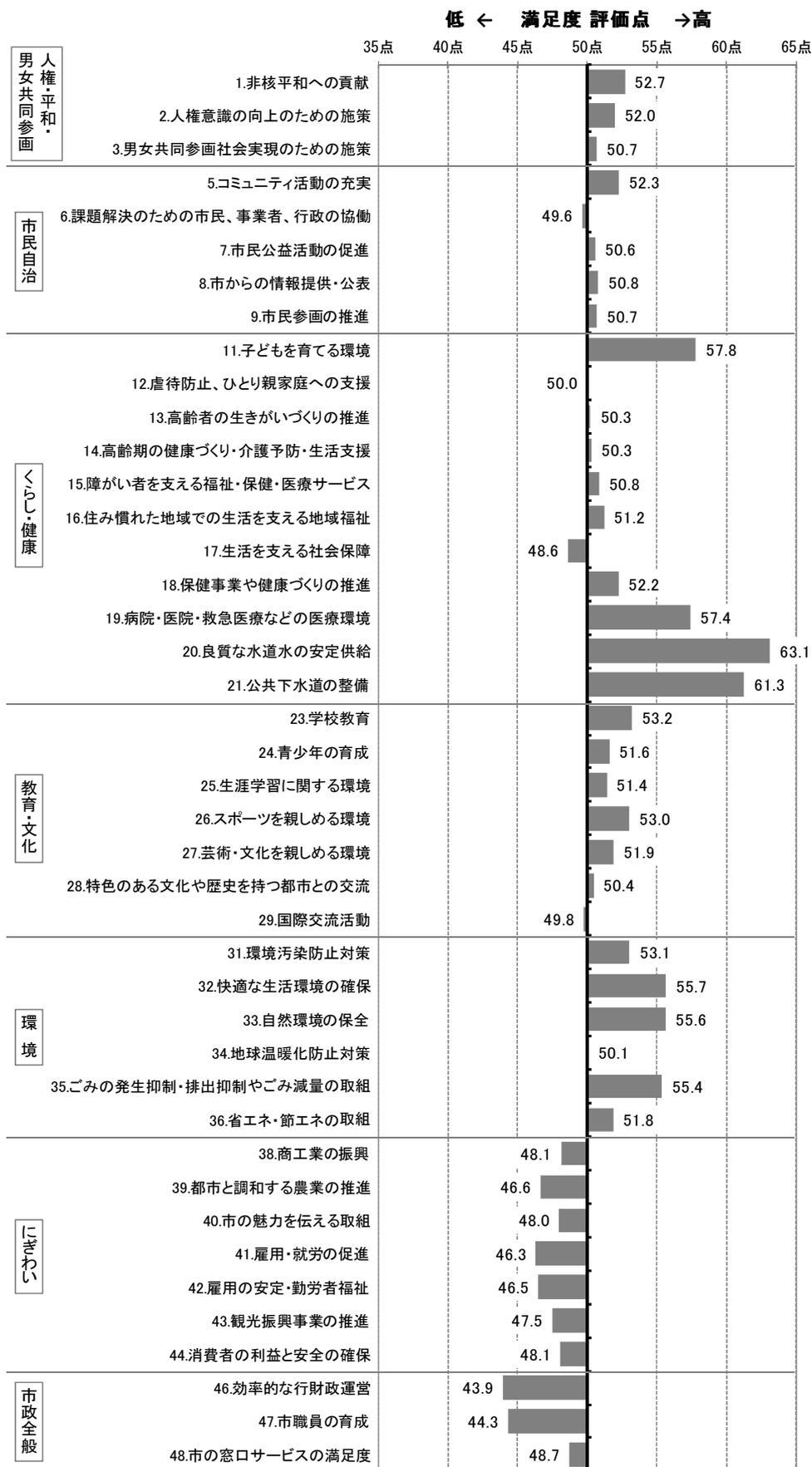
**【施行実態】**

本条及びその他市政運営に関わる条項の施行実態を示す一例として、平成26年度(2014年度)市民意識調査における市政の満足度・重要度評価点を次ページに掲載することとする【図2】。

～ 市民意識調査 ～

- ・調査目的 市民の市政やまちづくりに関する意見や要望等を把握し、今後の施策や事業を検討するとともに、市政運営の基礎資料とする。(4年ごとに実施)
- ・母集団 平成26年7月1日現在、18歳以上85歳未満の吹田市在住者
- ・標本数 2,000名(有効回答数1,193)
- ・抽出方法 層化系統無作為抽出法
- ・評価点 それぞれの回答の評価の高い順に「満足している(重要である)」=100点、「どちらかといえば満足している(重要である)」=75点、「普通(今の程度で良い)」=50点、「どちらかといえば不満である(重要ではない)」=25点、「不満である(重要ではない)」=0点として、不明・無回答を除いた平均点としている。

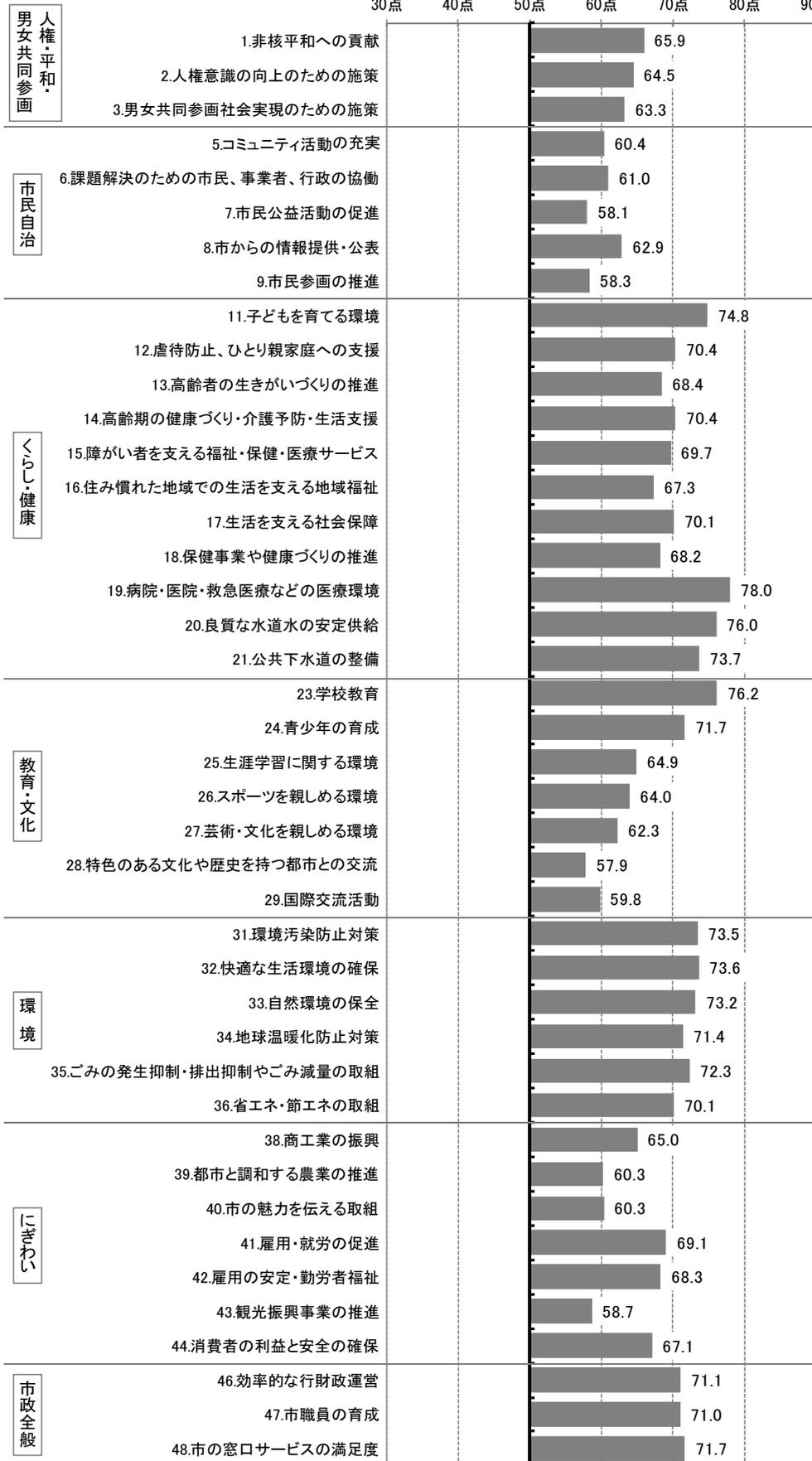
【図2】 市政の満足度・重要度評価点



N=1,193

低 ← 重要度 評価点 → 高

30点 40点 50点 60点 70点 80点 90点



(市長以外の執行機関の責務)

第13条 市長以外の執行機関は、その職責に応じて、自らの判断と責任においてその所管する職務を公正かつ誠実に執行するとともに、市長及び他の執行機関と協力して行政運営に当たらなければなりません。

### 【施行実態】

市長以外の執行機関とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいい、行政課題に応じて、横断的な組織を構成して対応するなど市長や他の執行機関と協力して行政運営にあたっている。

横断的な組織（一例）

- ・ 公共施設最適化推進委員会
- ・ 総合教育会議
- ・ 新公会計制度導入検討委員会

(職員の責務)

第14条 職員は、市民の立場に立ち、創意工夫し、公正、誠実かつ効率的に職務の遂行に努めなければなりません。

2 職員は、職務の遂行に必要な知識、政策立案能力、法務能力等を身につけるよう努めなければなりません。

### 【施行実態】

本条で定める効率的な職務の遂行等のために必要な研修を職階や勤務年数に応じて計画的に行うとともに、平成27年(2015年)からは吹田市職員行動指針を定めて周知徹底を図る中で、さらなる実効性の確保に努めている。

職員研修（一例）

- ・ 新規採用職員研修
- ・ 法令入門研修（採用2年目）
- ・ ロジカルシンキング研修（採用5年目）
- ・ 政策形成研修（採用10年目）
- ・ 市民対応能力向上研修（全職員対象）
- ・ コンプライアンス研修（全職員対象）

～ 吹田市職員行動指針 ～

- 1 法令やルール、マナーの遵守
- 2 市民感覚、市民目線での考動
- 3 強い責任感と高いプロ意識
- 4 接遇力、説明力の向上
- 5 改善・改革の継続的な取り組み

## 第6章 情報共有、情報公開等

(情報共有の推進)

第15条 執行機関は、市民参画及び協働の実効性を確保するため、市民との情報の共有に係る手法の整備を図らなければなりません。

(情報公開及び情報提供)

第16条 市は、市政に関して市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、その保有する情報を公開しなければなりません。

2 市は、市民生活に必要な情報を市民にわかりやすく、かつ、適時に提供するよう努めなければなりません。

**【施行実態】**

情報共有は、市民参画や協働と並ぶ市民自治の運営原則であり、市民参画と協働を進める前提条件といえる重要なものであることから、市はこれまで適正な情報の公開と提供に努めてきた。

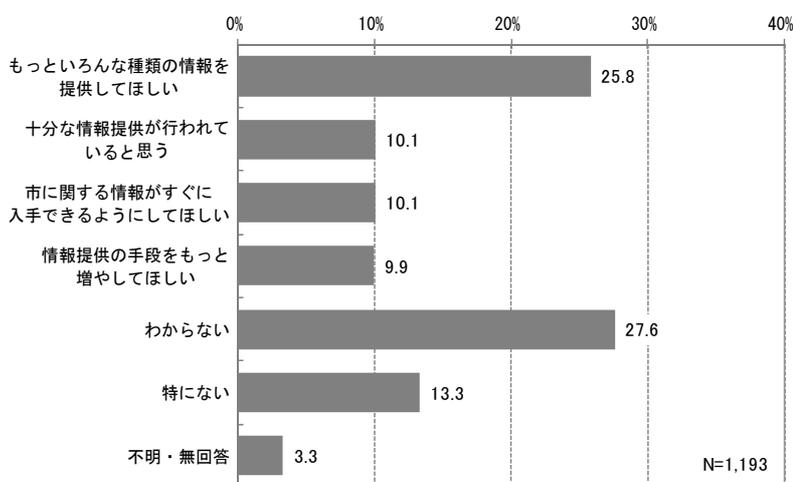
第16条第1項で定める情報公開は、情報公開請求があって初めて公開するもので、吹田市情報公開条例に基づき、推進している。請求の件数や結果等については、第17条で定める個人情報保護と合わせて市報等で公開している。

第16条第2項で定める情報提供は、市民からの情報公開請求がなくても、市が積極的に情報を提供することをいい、その際、市は、所有する情報をそのまま市民に提供するのではなく、市民にとってわかりやすい形で、市民が情報を必要とする時に提供するよう努めている。

情報提供方法の工夫（一例）

- ・ ツイッター
- ・ フェイスブック
- ・ 部長ブログ
- ・ ウェブアクセシビリティ方針の遵守（障がい者・高齢者等への配慮）
- ・ 市報すいたの掲載記事（一部）へのQRコード、メールアドレス、検索ワードの記載
- ・ 市広報番組のユーチューブでの配信

**【図3】 市の情報提供の評価**



(「市民意識調査」より)

(個人情報の保護)

第17条 市は、その保有する個人情報の保護を図り、それを適正に管理しなければなりません。

**【施行実態】**

個人情報の保護については、吹田市個人情報保護条例の遵守はもとより、個人情報の適正な管理・運営のため、吹田市情報セキュリティポリシーを制定し、各室課に管理責任者・システムマネージャを置く中で、研修等を実施しながら、実効性の確保に努めている。

## 第7章 市民参画及び協働

### (市民参画の推進)

第18条 執行機関は、市民の参画する機会が保障されるよう、次条から第22条までに定めるもののほか、多様な市民参画制度の整備を図らなければなりません。

#### 【施行実態】

自治基本条例施行後、市民参画の推進に関する指針、吹田市民の意見の提出に関する条例を制定した。それらに基づき、各所管で審議会等の活用、ワークショップ、懇談会、市民会議、パブリックコメント、公聴会、アンケート等政策に応じた市民参画を図っている。

### (審議会等への参画)

第19条 執行機関は、審議会等を設置する場合には、原則として、その委員の全部又は一部を市民からの公募により選任しなければなりません。

2 執行機関は、審議会等の会議及び会議録を原則として公開しなければなりません。

#### 【施行実態】

審議会等とは、執行機関の事務についての審議、調査等を行うため、法律又は条例により市長等の下に設置された附属機関と要領などにより設置された附属機関に準ずる機関をいう。委員の公募と会議等の公開については、吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針や市民自治の推進に向けてのアクションプラン等に基づき、取組を進めている【表4】。

### ～ 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針（抜粋） ～

#### 5 委員の選任

(2) 公募による委員（以下「公募委員」という。）を積極的に選任し、市民が参画する機会の保障に努めなければならない。ただし、次に掲げる審議会等で、会議の運営に支障があると認められる場合は公募しないことができる。

ア 行政処分に関する事項を取り扱う審議会等

イ その他公募が適当でないと思われる審議会等

(3) 委員の選任においては、積極的に女性の参画を進めること。

(5) 同一人を多数の審議会等に選任することのないよう、委員の兼任の防止に努めること。

(6) 同一委員の在任期間が、長期に継続することのないよう、その回避に努めること。

#### 6 公募委員の選任

(1) 審議会等の委員定数のうち、あらかじめ公募委員の枠の設定に努める。

(2) 公募委員に応募できる者は、原則として、応募日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

ア 市内に住み、通勤し、若しくは通学する者又は市内に事業所を置き事業活動その他の活動を行う者

イ 本市の審議会等の委員となっていない者

～ 吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の考え方について（抜粋） ～

- (3) 「第3次すいた男女共同参画プラン」では、平成30年3月までの目標値として、審議会等における女性の割合を40%（将来的には男女同数をめざす）とするとともに、女性のいない審議会等の割合を解消することとしていることから、女性の委員の積極的な選任に努めるものとする。
- (5) 同一人の審議会等の委員の兼任については3までとし、これを超えることのないよう配慮するものとする。
- (6) 同一委員の在任期間は、通算8年を限度とし、それを超える場合は新たに再任しないよう努めるものとする。

～ 市民自治の推進に向けてのアクションプラン（抜粋） ～

- IV②公募委員の選考基準の事前公表、作文以外の選考方法（グループ討論・面接等）の導入
- ④公募可能な審議会等の公募枠の拡大

【表4】 自治基本条例施行前後の審議会等運営状況比較（7月1日時点）

|                  |                          | 平成18年<br>(2006年) | 平成26年<br>(2014年) | 比較    |
|------------------|--------------------------|------------------|------------------|-------|
| 総<br>数           | 委員を置いている審議会等数            | 74 機関            | 89 機関            | +15   |
|                  | 総委員数（実数）                 | 1,293 人          | 1,378 人          | +85   |
|                  | 審議会等の平均委員数               | 17.5 人           | 15.5 人           | -2.0  |
| 女<br>性<br>参<br>画 | 女性委員数（実数）                | 344 人            | 443 人            | +99   |
|                  | 女性委員数の割合                 | 26.6%            | 32.1%            | +5.5  |
|                  | 女性委員の0人審議会等数             | 11 機関            | 9 機関             | -2    |
| 公<br>募           | 公募を実施している審議会等数           | 30 機関            | 41 機関            | +11   |
|                  | 公募可能なもので公募を実施している審議会等の割合 | 87.5%<br>(平成19年) | 78.8%            | -8.7  |
|                  | 公募委員数（実数）                | 66 人             | 103 人            | +37   |
|                  | 公募委員数の割合                 | 5.1%             | 7.5%             | +2.4  |
| 傍<br>聴           | 傍聴可能な審議会等数               | 59 機関            | 64 機関            | +5    |
|                  | 傍聴可能な審議会等の割合             | 79.7%            | 71.9%            | -7.8  |
|                  | 延べ傍聴者数（年度末）              | 37 人             | 178 人            | +141  |
|                  | 会議1回当たり傍聴者数（年度末）         | 0.15 人           | 0.64 人           | +0.49 |
| 会<br>議<br>録      | ホームページで公開中の審議会等数         | 7 機関<br>(平成19年)  | 45 機関            | +38   |

(市民意見提出手続)

第20条 執行機関は、重要な条例の制定及び改廃、計画の策定等をしようとする場合は、その案を市民に公表し、それに対して市民から意見の提出を受け、その意見に対する考え方を公表するとともに、提出された市民の意見を考慮して意思決定を行わなければなりません。ただし、緊急を要する場合又は法令等に特別の定めがある場合は、この限りではありません。

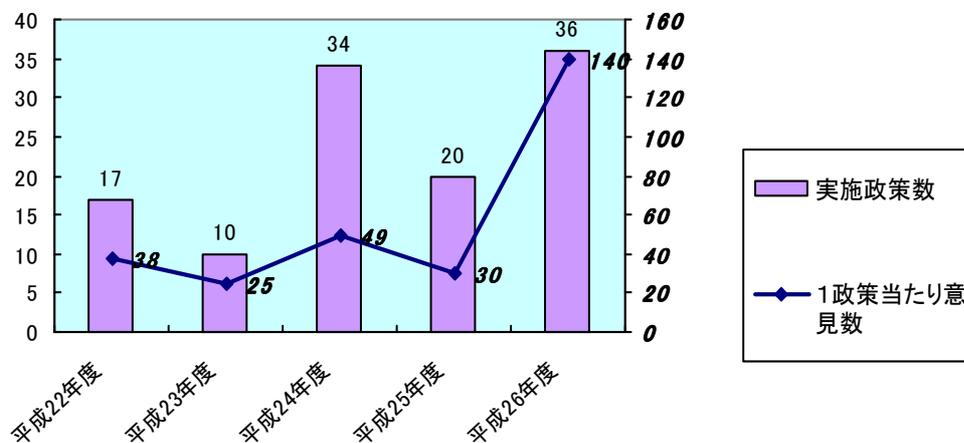
2 前項に規定する意見の提出に関する手続その他必要な事項は、別に条例で定めま

【施行実態】

自治基本条例施行後、吹田市民の意見の提出に関する条例（パブリックコメント条例）を制定した。大半の自治体と異なり、要綱や指針ではなく議会の議決を要する条例で定めることで市民意見提出手続を制度として確立するとともに、統一的な実施を図ることができている。

意見提出件数【図5】は、実施政策の内容により、年度で大きな差が見られる。特に子育て政策に多くの意見が寄せられる一方で、意見ゼロは117のうち43政策（37%）あった。これは専門・技術的な内容で市民の関心が低かったこと、パブリックコメント以前に関係団体への説明など市民参画を図っていたことなどが理由として挙げられる。

【図5】 パブリックコメント実施政策数と1政策当たり意見提出件数推移



【表6】 5年間の市政への参画経験

|   | 平成22年度<br>(2010年度) | 平成26年度<br>(2014年度) |
|---|--------------------|--------------------|
| 計画策定などの説明会やワークショップ（意見交換会）、まちづくり懇談会に参加したこと | 3.3%               | 2.8%               |
| 審議会等の委員に応募したこと                            | 0.6%               | 0.8%               |
| 計画策定などに意見を提出したこと                          | 1.4%               | 1.8%               |

(「市民意識調査」より)

(住民投票の実施等)

第21条 市長は、市政の重要事項について、広く住民の意思を確認するため、その都度、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

2 市は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。

3 第1項の条例においては、それぞれの事案に応じ、投票に付すべき事項、投票の  
手続、投票資格要件その他住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとしま  
す。

(住民投票に関する条例の制定請求)

第22条 本市において選挙権を有する者は、市政の重要事項について、地方自治法  
の定めるところにより、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表  
者から市長に対し、前条第1項の条例の制定を請求することができます。

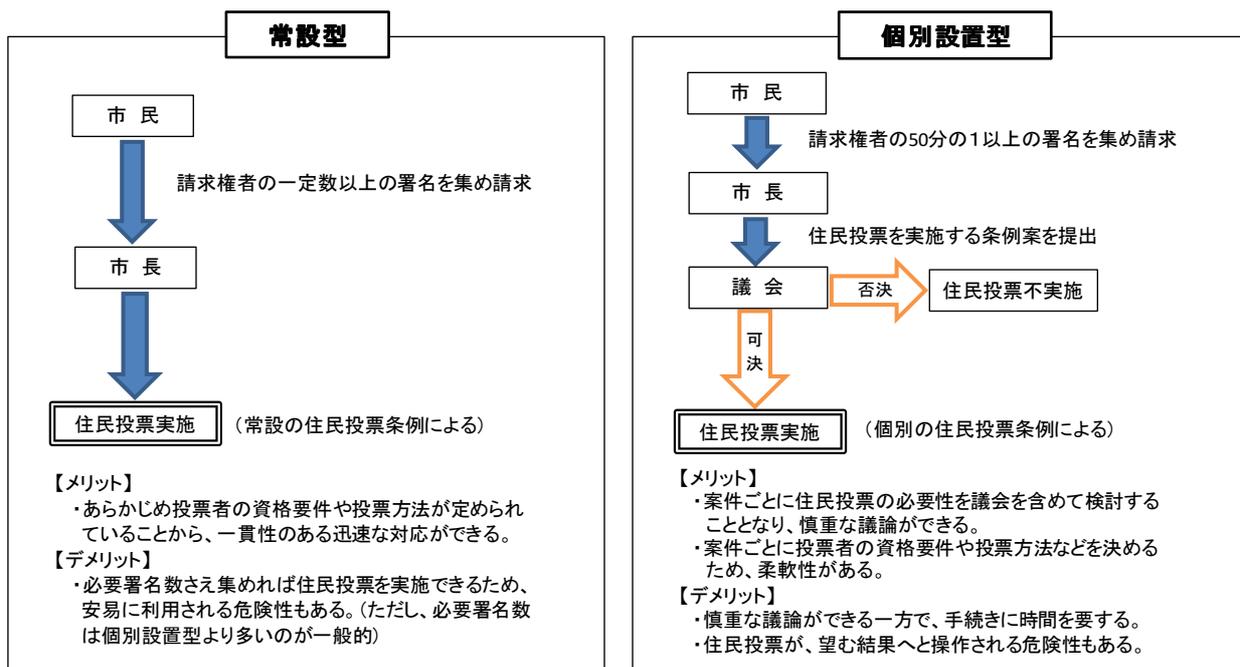
**【施行実態】**

住民投票は、間接民主主義を補強するものとして、直接、住民の意思を確認、表明する  
ために行われるものであり、本市自治基本条例では市民が市政に参画する手法の一つとし  
て位置付けている。

住民投票制度は、「常設型」と「個別設置型」があるが、本市では地方自治法の規定に  
基づき、その都度、議会の議決を経て、住民投票に関する条例を定めることにより、住民  
投票を実施できることを確認的に規定している【図7】。

なお、自治基本条例施行以前の平成18年(2006年)に梅田貨物駅が吹田操車場跡地へ  
移転されることの市民の意思を問う住民投票条例案が否決となっている。

**【図7】 タイプ別住民投票の例**



(協働)

第23条 市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるものとします。

2 市は、前項に規定する協働を推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めるものとします。この場合において、市の支援は、市民の自主性を損なうものであってはなりません。

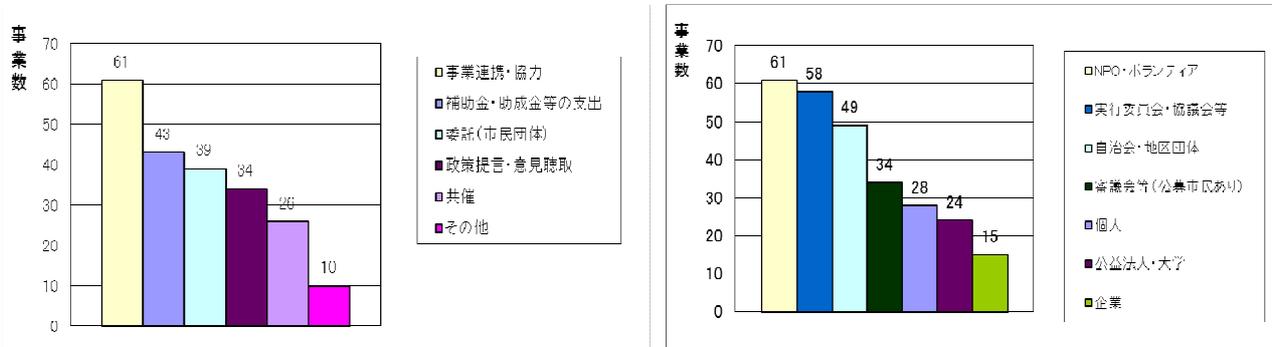
### 【施行実態】

市民と行政との協働については、平成26年度（2014年度）は199事業あり、協働の形態・相手方種別事業数（いずれも複数回答あり）は【図8】のとおりであった。このうち協働の主な形態の一つである補助金等の支出内訳は【図9】のとおりとなっている。また、行政と協働した市民に取材の上、「協働の事例集」としてまとめ、市民及び職員の「協働」の理解を深めることを目的に発行し、広報を行っている。

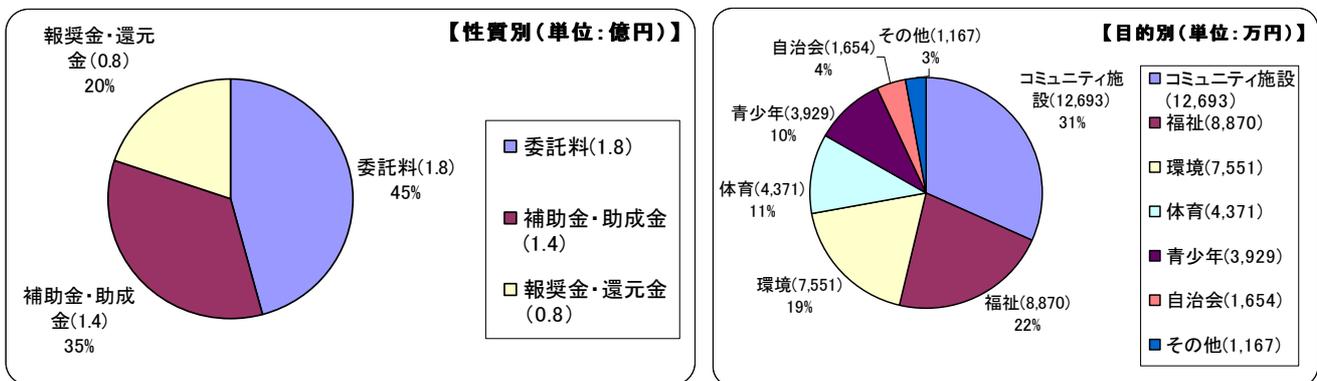
協働事業（一例）（「協働の事例集すいた2013」より）

- ・ すいた里親道路
- ・ 介護相談員
- ・ 子育て広場
- ・ 高齢者、障がい者体験授業
- ・ 吹田まち案内活動
- ・ 吹田市立博物館企画展示
- ・ 点訳の普及、啓発活動

### 【図8】 協働の形態・相手方種別事業数



### 【図9】 地域諸団体へ交付している補助金等の支出内訳（平成24年度(2012年度)実績）



## 第8章 コミュニティの尊重等

第24条 市民及び市は、暮らしやすい地域社会を築くため、コミュニティ（居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織をいいます。以下同じです。）の役割を尊重しなければなりません。

2 市は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。

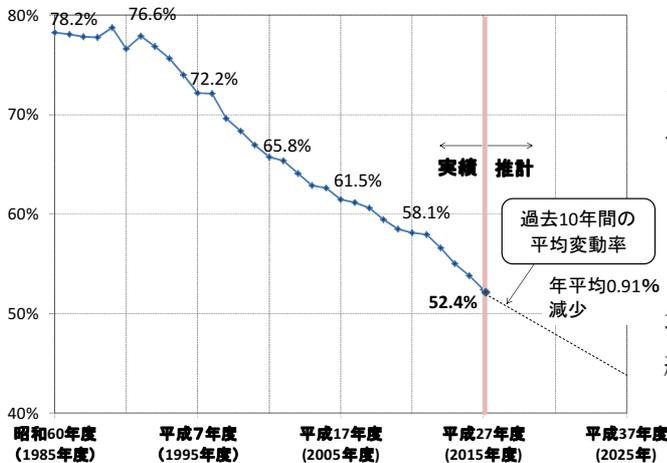
### 【施行実態】

市内には、自治会などの地縁団体や必ずしも地域にこだわらずに福祉や環境といった分野で活動するNPO・ボランティアグループなどのコミュニティが存在する。地域ごとに見れば、古くから概ね小学校区単位で組織されている連合自治会【図10】が中心となり、福祉委員会や青少年対策委員会、体育振興会など地域諸団体の意見を聞きながら、地域活動を行っている。その形態は、体育祭などの行事ごとに実行委員会を組織している地域や常時諸団体が参画した協議会を結成している地域などがあり、地域で異なっている。

【図10】 連合自治会区域



【図11】 単一自治会加入率

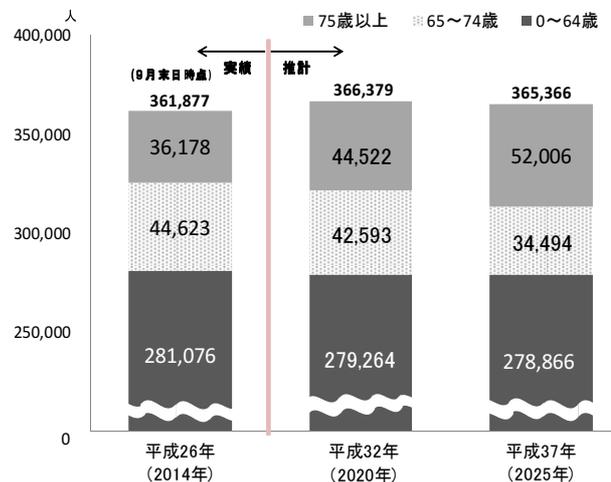


地域活動を行うコミュニティの基礎となっているのは約570の単一自治会であるが、その加入率は、加入促進のPRを行っているにもかかわらず年々低下しており、50%を下回ろうとしている【図11】。

地域別に見ると、連合自治会加入率では地域住民の年齢や世帯構成等の差異により、約20%~85%と大きな開きが生じている。

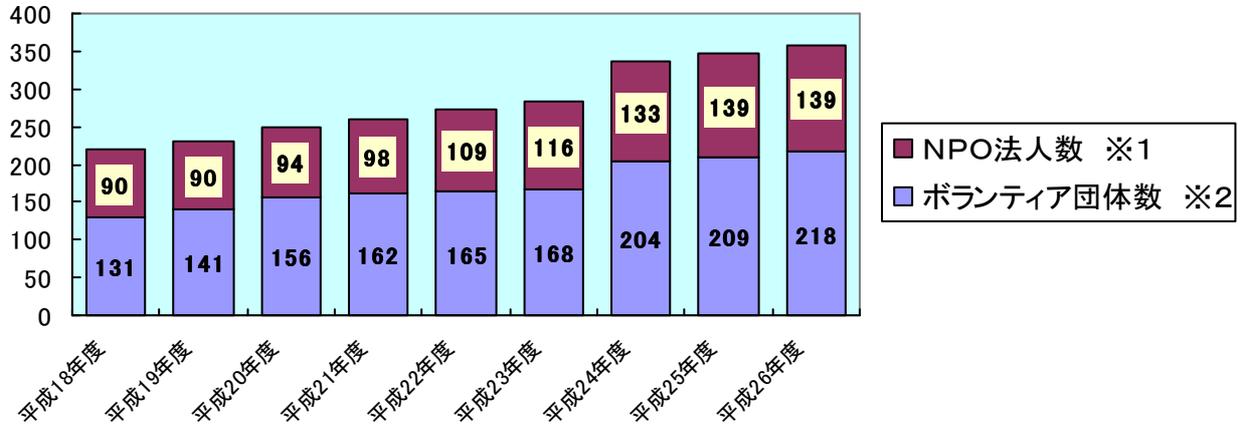
2025年へ向かって団塊の世代が後期高齢者となる一方、地域活動の中心を担っている65歳~74歳の人口は10年間で約1万人の減少が見込まれる【図12】（出典：第6期吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）。そうしたことを踏まえ、本市では、多様な市民が自らの地域に参画でき、自らの意見が反映されるような仕組みづくりを検討している。●施政方針76ページ⑤

【図12】 年代別人口



様々な分野で市民活動を行っているNPO・ボランティア団体の数は、増加傾向にある【図13】。このうちNPO法人の数で見ると、本市は大阪府内で上位にランクされる。

【図13】 NPO法人・ボランティア団体数推移



※1 NPO法人数は主たる事務所の所在地の移動により転出入がある。

※2 吹田市ボランティアグループガイドブック掲載団体数

団体数は増加しているが、平成25年(2013年)に行ったNPO・ボランティアグループ実態調査によると、以下の点が課題として挙げられている。

- ①資金獲得への意欲の向上
- ②市民公益活動の担い手の育成
- ③様々な課題解決への実践に学ぶ
- ④活動や団体運営の見せ方の創意工夫・情報発信力の向上
- ⑤連携や協働の場面の創出



上記のような課題を解決するため、市民公益活動センター(ラコルタ)において、以下の取組などを行っている。

- ①「吹田市市民公益活動促進補助金」のPRと説明会の開催、申請書の書き方などの具体的な支援
- ②ソーシャルな生き方について考える学び舎「eNカレッジすいた」の開校
- ③「子どもの貧困」「裁判員制度」「終活」など、社会課題について考えるフォーラム開催
- ④SNSの活用や効果的なチラシの作り方など、広報力を高める実践的な講座開催
- ⑤協働事例集の作成、「地縁」と「志縁」を結ぶワークショップやフォーラムの開催、市民協働学習センターなどの団体や組織との協働事業の開催

(「ラコルタ Newsletter VOL.12」より)

## 第9章 行政運営の原則

### (総合計画)

第25条 市長は、市の最上位計画として、総合計画（行政運営の基本方針を示す基本構想並びにその実現を図るための基本計画及び実施計画により構成される計画をいいます。以下同じです。）を策定し、執行機関は、これに基づき、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければなりません。

2 市長は、基本構想及び基本計画の策定に当たっては、広範な市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得なければなりません。これらの変更及び廃止をする場合も同様とします。

3 執行機関は、総合計画以外の計画の策定に当たっては、総合計画との整合性を図らなければなりません。

### 【施行実態】

既述したとおり、本条は平成25年（2013年）3月に改正している（10ページ）。

第1項で、総合計画を市の最上位計画と位置付け、総合計画の策定義務を定めた。総合計画は行政運営の基本方針を示す基本構想と、その実現を図るための基本計画、実施計画により構成される長期的計画のことをいい、本市においては、平成18年度（2006年度）から平成32年度（2020年度）までを期間とする吹田市第3次総合計画を策定している。

第2項で、基本構想及び基本計画の策定だけでなく、これらを変更及び廃止する場合も議会の議決を得なければならないことを定めた。これは平成24年（2012年）5月定例会において「議会の議決すべき事件に関する条例」で基本構想及び基本計画の策定、変更、廃止に関することを議会の議決事項と定めたことを受け、確認的に重ねて規定したものである。

なお、平成26年（2014年）5月定例会で、総合計画の基本構想・基本計画の見直し案が否決となったが、今後、将来を見据えた新たな総合計画の策定を予定している。●施政方針77ページ⑥

### (組織編成等)

第26条 執行機関は、簡素で、市民にわかりやすく、社会情勢に柔軟に対応できる機能的な組織編成に努めなければなりません。

2 執行機関は、効果的かつ効率的な組織運営に努めなければなりません。

### 【施行実態】

業務のわかりやすさや事務の効率化を目指し、組織の再編や室名称の変更を行うとともに、部長権限によって職員の効果的な人事配置を行うなど柔軟な組織運営を図っている。

最近行った組織編成（一例）

- ・ 保育課、幼稚園課⇒保育幼稚園課（就学前の子供の教育・保育を充実させる）
- ・ 道路公園管理室、道路公園企画室、道路公園整備室⇒総務交通室、道路室、公園みどり室（分野別の室体制とすることで、企画から管理まで一貫した業務執行を行う）

(財政運営)

第27条 市長は、総合計画に基づく政策目標を達成するため、財政計画を策定し、効果的かつ効率的な政策等の展開を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

2 市長は、財政運営の透明性を確保する観点から、市民にわかりやすい財務に関する資料について作成及び公表をしなければなりません。

**【施行実態】**

健全な財政運営を行うために、現在は実施計画で5か年の収支見通しを記述しているが、今後、新たな総合計画を策定する中で、長期の財政計画を示すこととしている。●施政方針 77 ページ⑥

財務に関する資料については、より正確な財務情報の公開と資産・債務の適正な管理を推進するため、平成 20 年度決算から「貸借対照表」「行政コスト計算書」「純資産変動計算書」「資金収支計算書」の財務書類 4 表を普通会計ベースで作成するとともに、特別会計、公営企業会計、第三セクター等を含む連結ベース（吹田市全体の財政状況）で作成してきたが、さらなる透明性の向上と説明責任の充実を図るため、複式簿記・発生主義を取り入れた新公会計制度を平成 26 年（2014 年）4 月（平成 26 年度決算）から導入し、道路や建物等の資産や将来世代の負担となる負債といったストック情報、減価償却費等の現金支出を伴わない費用や人件費等を含めた事業のフルコストの開示を行っている。

(行政評価)

第28条 執行機関は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、政策等の目的を明確にし、その成果、達成度等について評価を行わなければなりません。

2 執行機関は、前項の評価の結果を事後の政策等に適切に反映させなければなりません。

3 執行機関は、第 1 項の評価の結果及び前項の規定により反映した結果を市民に公表しなければなりません。

**【施行実態】**

行政評価については、平成 13 年度（2001 年度）の事務事業評価の試行実施後、20 年度（2008 年度）から施策評価を含む行政評価（行政評価委員会による 2 次評価）を実施し、23 年度（2011 年度）には評価対象を公営企業会計を除く全事務事業に拡大した。その後、25 年度（2013 年度）から学識経験者及び市内企業・NPO 代表者で構成される行政評価外部評価会議を設置している。27 年度（2015 年度）は、別に開催していた行政評価委員会と行政評価外部評価会議を統合して開催することで、行政評価委員会委員と行政評価外部評価会議委員との直接の意見交換を可能にし、さらなる行政評価の客観性・透明性の確保や市民との協働の推進を図っている。また、外部評価対象施策数についても 3 施策から 4 施策に拡大している。

なお、評価結果等については、ホームページ等で市民に公表している。

(説明責任及び応答責任)

第29条 執行機関は、政策等の立案、実施及び評価の過程において、その経過、内容、効果等について市民にわかりやすく説明しなければなりません。

2 執行機関は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、迅速かつ誠実に応答しなければなりません。

### 【施行実態】

説明責任については、職員の行動指針の中にも定め、必要な研修を行うとともに、前条の行政評価以外にも部長マニフェストを作成し、部の重点課題や活動目標の達成状況等を開示するなどの取組を行っている。

また、市政に関する意見等に迅速かつ誠実に応答するため、各室課に広聴担当職員を配置し、市民への回答方法や回答期限など統一的な対応を取り決め、事務を遂行している。

## 第10章 市民自治推進委員会

第30条 本市に、市長の附属機関として、吹田市市民自治推進委員会（以下「委員会」といいます。）を置きます。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、市民参画及び協働に関する重要事項を調査審議し、答申するものとします。

3 委員会は、市民参画及び協働に関する事項について、市長に意見を述べることができます。

4 委員会は、委員8人以内で組織します。

5 委員は、地方自治に関し識見を有する者及び市民のうちから市長が委嘱します。

6 委員の任期は、2年とします。ただし、1回に限り再任されることができます。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とします。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

### 【施行実態】

自治基本条例施行後、市長の附属機関として市民自治推進委員会を設置し、市民参画及び協働に関する事項について審議を行ってきた。

市民自治推進委員会の役割については、条例素案の段階では、調査審議事項を「市民自治の推進に関する事項」としていたが、それでは委員会の性格が明確ではなく、最高規範である自治基本条例に関わる委員会のあり方が、場合によっては行政運営を停滞に招く可能性があることも考えなければならないなどの意見があり、委員会の役割を明確にするために、調査審議事項を「市民参画及び協働に関する事項」(※)に変更した経過がある。

(※例：市民参画の手法の整備、協働のシステムの確立、市民参画・協働に関する手法整備状況のチェック、市民参画・協働に関する手法等の提案など)

これまでの調査審議事項（一例）

- ・市民参画の推進に関する指針（第2項関係）

- ・吹田市民の意見の提出に関する条例（パブリックコメント条例）（第2項関係）
- ・みんなで支えるまちづくり条例（第2項関係）
- ・市民自治の推進に向けての提言（第3項関係）
- ・自治基本条例見直しに関する意見書（第3項関係）

## 第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力

第31条 市は、共通する課題を解決するため、国及び大阪府その他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。

### 【施行実態】

広域にまたがる課題や本市だけでは解決が難しい課題を解決するために、国や大阪府、近隣の自治体と連携、協力を行っており、今後もそうした連携を図りながら、行政課題に対応していく。●施政方針 78 ページ①

#### 自治基本条例施行後の他自治体との連携・協力（一例）

- ・摂津市との通信指令事務の共同運用に向けた協議
- ・三島地域災害時相互応援に関する協定
- ・大阪府・三島地域等合同防災訓練

## 第12章 条例の見直し等

（条例の見直し）

第32条 市長は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、この条例の各条項について検討を加え、その結果、見直しの必要があると認めるときは、必要な措置を講ずるものとします。

### 【施行実態】

第2章（8～14 ページ）のとおり。

（委任）

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めます。

### 【施行実態】

現在、施行規則は定めていない。

## 第4章 他自治体の自治基本条例（類似条例を含む）の状況調べ

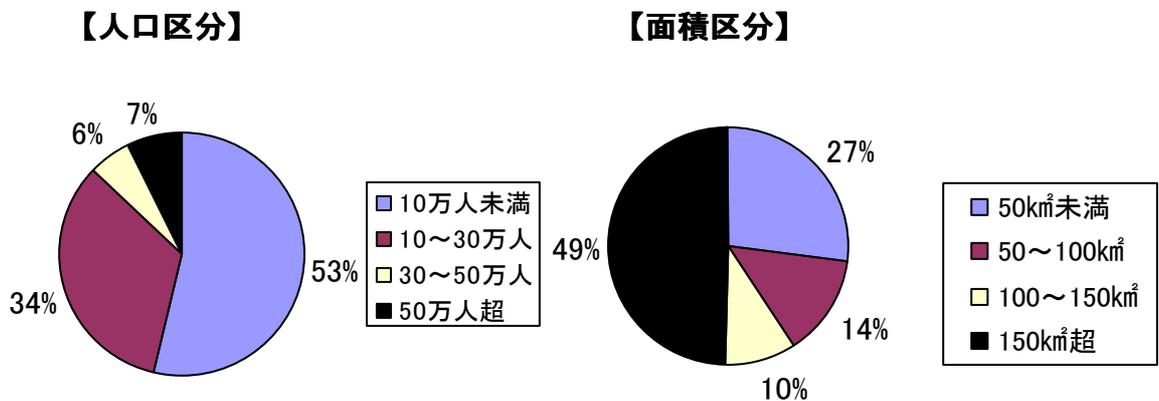
平成27年(2015年)4月1日時点で、自治基本条例等（まちづくりの基本的ルールを定めた条例）を施行していると見られる自治体（市・特別区に限る）は216あり、全市・特別区の約27%となっている。このうち施行から5年を経過した125自治体に文書で見直し検討の実施状況調査を行うとともに（調査種別 4-1）、施行5年に満たない比較的新しい91自治体の自治基本条例等について、本市条例に定めのない条項を把握するために、自治体ホームページをもとに調査を行った（調査種別 4-2：46ページ）。

なお、対象自治体の抽出にあたっては、NPO法人公共政策研究所のホームページを参考にさせていただいた（54～58ページ）。

### 4-1. 施行5年を経過した他市・特別区の自治基本条例等の見直し検討状況調べ （基準日：平成27年4月1日）

平成22年（2010年）4月1日時点で自治基本条例等を施行している125市・特別区に文書で照会を行ったところ、回答結果は以下のとおりであった。

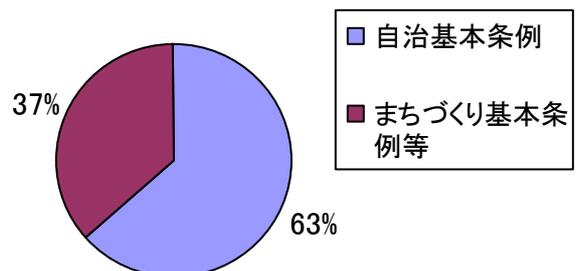
（回答率：100%）



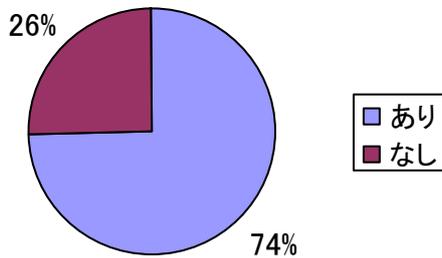
対象自治体は、本市人口（約36万5千人）より少なく、面積（36.09km<sup>2</sup>）の大きい自治体が多数を占めた。

#### 【条例名称】

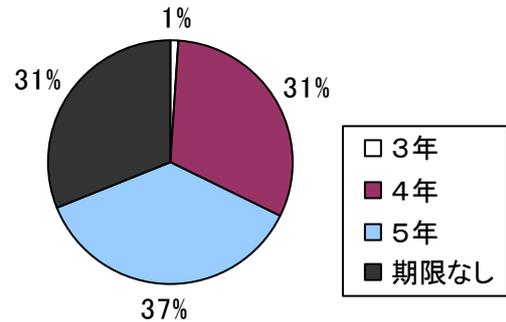
「自治基本条例」以外の名称を使用している自治体は125中46あり、うち38の自治体が「まちづくり」を条例名称に入れていた。



### 【条例見直し規定の有無】



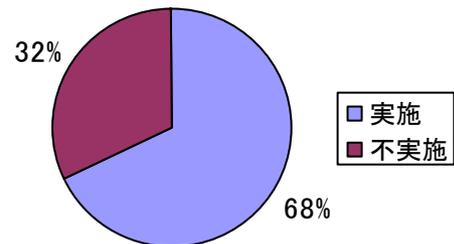
### 【条例見直し年限】



本市と同様に条例の見直し規定を設けている自治体は125中93あり、うち見直しに一定の年限を設けている自治体は64、中でも本市と同様に5年としている自治体が最も多く、34あった。

### 【条例見直し検討の実施状況】

条例見直し規定を有する93自治体のうち、見直し検討を実施した自治体は63あった。見直し年限（3～5年）を設けている自治体（64）のほとんどが一度は規定どおりに見直し検討を行ったことになる。

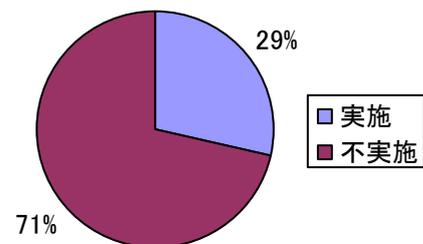


見直し検討のプロセスとしては、9割近くの自治体が庁内若しくは庁外の検討組織により、検討を行っていた。

内訳は「庁内組織のみで検討」が約2割、「庁外組織のみで検討」が約6割、「庁内外の両組織で検討」が約2割であった。

### 【条例見直し検討後の改正状況】

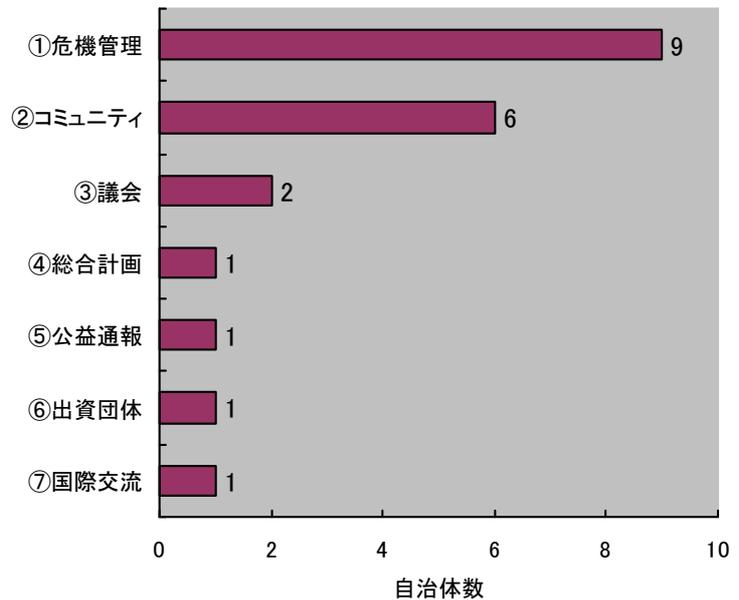
見直し検討を行った63自治体のうち、条例を改正した自治体は18あり、検討後に実際に見直した割合は、3割弱であった。



## 【条例見直し規定に基づく改正内容】

条例見直し検討の結果、どのような改正を行ったかについては、右グラフのとおりで、最も多かったのが「危機管理」に関する規定、続いて各自治体で規定に多様性のある「コミュニティ」に関する規定であった。

その他、現状に合わせた文言修正等を行った自治体が見られたが、本調査ではそれらを除いた7項目を取り上げ、改正後の条項と本市の現状を記載した。



### ① 危機管理 9/18自治体

9自治体が危機管理（安心安全）に関する規定を改正していた（新規設置6、修正・追加3）。うち8自治体は、平成23年（2011年）3月の東日本大震災以降に改正していた。以下に二つの自治体の改正条項を挙げる。

#### 【改正条項】

##### a) 鳥取市自治基本条例

（危機管理）

〔新規設置〕

第24条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害その他の不測の事態（以下「災害等」といいます。）から守るため、災害等に強い都市構造の整備並びに行政及び市民の災害対応力の向上に努めます。

2 市長は、災害等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全確保に努めます。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに地域において相互に助け合えるよう、連携及び協力体制の整備に努めます。

##### b) みよし市自治基本条例

（災害、犯罪等への危機管理）

〔新規設置〕

第21条 市民、議会及び執行機関は、災害、犯罪その他非常の事態に対し事前に備えるとともに、その対応に当たっては、相互に協力し、連携を図ります。

2 市民は、災害、犯罪その他非常の事態の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害、犯罪その他非常の事態に対応するよう努めます。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例には「危機管理」や「安心安全」に関する個別の規定はないが、前文において、吹田市を「だれもが安心していつまでも住みつづけたいくなるまち」として次世代に引き継ぐ決意を述べている。

## ② コミュニティ 6/18 自治体

6自治体がコミュニティに関する規定を改正していた。主な内容は、住民自治組織（町内会活動）への参加を促す改正（下記 a）、地域協働協議会等を通じた地域協働のまちづくりの規定の追加（b）、地域コミュニティと市民公益活動の連携に関する規定の設置（c）、コミュニティにおける補完性の原則の追加（d）、既存の住民自治協議会の役割と責務に関する規定の設置、コミュニティの活動拠点を位置付ける改正などであった。以下に四つの自治体の改正条項を挙げる。

### 【改正条項】

#### a) 太田市まちづくり基本条例

（住民自治組織）

〔二重線部：削除、下線部：追加〕

第23条 ~~市及び~~市民は、住民相互の信頼と親睦を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し~~支援~~参加するよう努めます。

2 市の執行機関及び市議会は、住民自治組織の諸活動を尊重し支援するよう努めます。

#### b) 寝屋川市みんなのまち基本条例

（市民相互の協働）

〔下線部：追加〕

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立なまちづくりに努めるものとする。

#### c) 熊本市自治基本条例

（地域コミュニティ活動及び市民公益活動の連携）

〔新規設置〕

第34条 地域コミュニティ活動及び市民公益活動を行う市民は、それぞれの活動の特性を生かしながら相互に連携するよう努めます。

2 市長等は、前項の連携が円滑に行われるよう支援します。

#### d) 篠山市自治基本条例

（コミュニティの意義と支援）

〔下線部：追加〕

第21条 コミュニティとは、市民が互いに助け合い、心豊かに暮らすことを目的として、自主的に結ばれた組織等をいう。

2 市民は、まちづくりを多様に支えるコミュニティの役割を認識し、尊重するものとする。

3 市は、コミュニティの役割を認識し、必要に応じて支援するものとする。

4 コミュニティを生かしたまちづくりの推進は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市民は、自らが主体となってコミュニティ活動に参加し、まちづくりの推進に努めるものとする。

(2) 個人での取組が困難なときは、近隣住民及び自治組織やボランティア組織等が取り組むよう努めるものとする。

(3) 市民だけでの取組が困難なときは、市が、市民と共に取り組むものとする。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例では、第 24 条（コミュニティの尊重等）で、市民及び市はコミュニティの役割を尊重し、市はその活動を支援する旨定めている。本市ではコミュニティを「居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織」とし、種類に応じた類型化は行っていない。また、コミュニティ活動に市民の参加を促す個別の規定はないが、第 4 条（市民自治の基本理念）で「市民は、市民自治の担い手であることを自覚し、自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。」及び第 7 条（市民の責務）で「お互いを認め合い、市民自治を協働して推進するよう努めること。」並びに第 23 条（協働）で「市民及び市は、相互理解と信頼関係に基づき、協働に取り組むよう努めるもの」として定めている。

## ③ 議会 2/18 自治体

2 自治体が議会・議員の責務等に関する規定を改正していた（新規設置 1、修正・追加 1）。修正・追加した自治体は、以下のとおり、議会・議員の責務等をより明確にし、「議長の責務」について追加していた。

### 【改正条項】

杉並区自治基本条例

（~~区議会に関する基本事項の役割及び権限~~）                      〔二重線部：削除、下線部：追加〕

第 8 条 区議会は、地方自治法で定めるところにより、区民の直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であるとともに、執行機関の区政運営を監視し、及び牽制する機能役割を果たすものとする。

2 区議会は、地方自治法で定めるところにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定等を議決する権限並びに執行機関に対する検査及び監査の請求等の権限を有する。

~~3 区議会は、前 2 項に規定する機能等を果たすため、効率的な議会運営に努めるものとする。~~

(区議会の情報の公開及び提供責務)

第9条 区議会は、区政の発展及び区民生活の向上のため、前条に規定する権限等を行  
使するとともに、区民等の多様な意見の反映を図り、もって自由かつ活発な討議をし、  
常に効果的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 区議会は、別に条例で定めるところにより、区議会が保有する情報を公開すると  
ともに、会議の公開及び情報提供の充実により、区民等との情報の共有を図り、区民等  
に対する説明責任を果たし、開かれた議会運営に努めなければならない。

(区議会議員及び区議会議長の責務)

第10条 区議会議員は、区民の信託にこたえ、区議会が前2条に規定する機能責務等  
を果たせるよう、誠実に職務遂行に努めなければならない。すため、積極的な調査研  
究活動を通じ、審議能力及び政策立案能力の向上に努めなければならない。

2 区議会議員は、政治倫理の確立に努め、誠実に職務を遂行しなければならない。

3 区議会議長は、区議会を代表し、公正かつ中立に職務を遂行するとともに、区議会  
事務局の職員を適切に指揮監督し、事務局機能の充実に努めなければならない。

(なお、同区では、自治基本条例のこれまでの施行状況などを踏まえ、区・区議会双方  
で条例の見直し検討を行っている。)

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例では、第9条で「議会の役割及び権限」を、第10条で  
「議会の責務」を、第11条で「議員の責務」を定めている。他自治体と文言  
に違いはあるものの大きな差は見られないが、「議長の責務」についての規  
定はない。

## ④ 総合計画 1/18 自治体

1 自治体が「基本構想等」の規定に、第2項で「総合計画等の目標に対する進捗  
状況の管理と年1回の区議会への報告・公表」について追加する改正を行った。

### 【改正条項】

杉並区自治基本条例

(基本構想等)

[下線部：追加]

第14条 区は、区の最上位の計画であり、区政運営の指針となる基本構想を区議会の議  
決を経て定めるとともに、その実現を図るため、総合的な施策に関する計画等(次項  
において「総合計画等」という。)を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努める  
ものとする。

2 区は、総合計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗状況の管理を行う  
とともに、毎年度1回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例第 25 条（総合計画）には、毎年度総合計画等の進捗状況を議会に報告、公表する旨の規定はないが、毎年度実施計画を見直し、議会に報告、公表している。

## ⑤ 公益通報 1/18 自治体

1 自治体が「法令遵守」の規定に、第 2 項から第 4 項で「公益通報」について追加する改正を行った。

### 【改正条項】

篠山市自治基本条例

（法令遵守及び公益通報）

〔下線部：追加〕

第15条 市は、法令を遵守し、市政を公正に運営しなければならない。

2 職員は、公正な職務の執行を妨げるような違法又は不当な事実があると思料するときは、その事実を別に定める機関に通報することができる。

3 市は、前項に規定する通報を行った職員に対し、そのことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。

4 前2項に規定する公益通報に関する必要な事項は、別に条例で定める。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例には「法令遵守」や「公益通報」に関する個別の規定はないが、第 14 条（職員の責務）において、職員は公正な職務の遂行に努めなければならないとしている。また、本市では平成 21 年（2009 年）4 月に「吹田市職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（コンプライアンス条例）」を施行し、公益内部通報制度や不当要求行為への対応方法等を定め、27 年（2015 年）3 月にはそれらの実効性を高めるために吹田市職員行動指針を制定している。

## ⑥ 出資団体 1/18 自治体

1 自治体が議員発議により、出資法人との関係における市の基本的な姿勢・方針等について明らかにする規定の設置を行った。

## 【改正条項】

上越市自治基本条例

(出資法人)

〔新規設置〕

- 第27条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成できるよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。

(なお、これまでも同市では、議会の要請に基づき、市が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人（2分の1以上については地方自治法で議会に報告する義務がある）についても、経営状況等を議会に報告し、公表している。)

## 【吹田市の現状】

本市自治基本条例には「出資団体」に関する規定はない。

出資団体の経営状況の報告については、地方自治法第243条の3の規定に基づき、以下の5団体の経営状況を議会に報告し、公表している。

- ・公益財団法人 吹田市文化振興事業団
- ・公益財団法人 吹田市国際交流協会
- ・一般財団法人 吹田市介護老人保健施設事業団
- ・公益財団法人 吹田市健康づくり推進事業団
- ・公益財団法人 吹田市千里リサイクルプラザ

## ⑦ 国際交流 1/18 自治体

1 自治体が「国際交流」の規定に、第2項で「多文化共生」について追加する改正を行った。

## 【改正条項】

羽生市まちづくり自治基本条例

(国際交流)

〔下線部：追加〕

- 第41条 市は、まちづくりにおいて国際交流の重要性を認識し、他の国並びに他の国の人々及び団体と交流及び連携を図るよう努めるものとする。
- 2 市民は、互いの文化や習慣を敬愛し、理解し、及び学び合う多文化共生の精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例には「国際交流」や「多文化共生」に関する規定はない。

国際交流については、主に国際交流協会が市と連携を図りながら市民主体で地域に根ざした国際相互理解や国際化に資する事業を推進している。

なお、本市は、スリランカのモラトワ市、オーストラリアのバンクスタウン市と友好交流都市提携を結んでいる。

### 【今後、条例見直しを検討する余地があると考える項目】

最後の設問として、自治基本条例等の担当所管で見直し検討の課題と考えていることを自由記述で挙げていただいたところ、以下の回答が得られた。

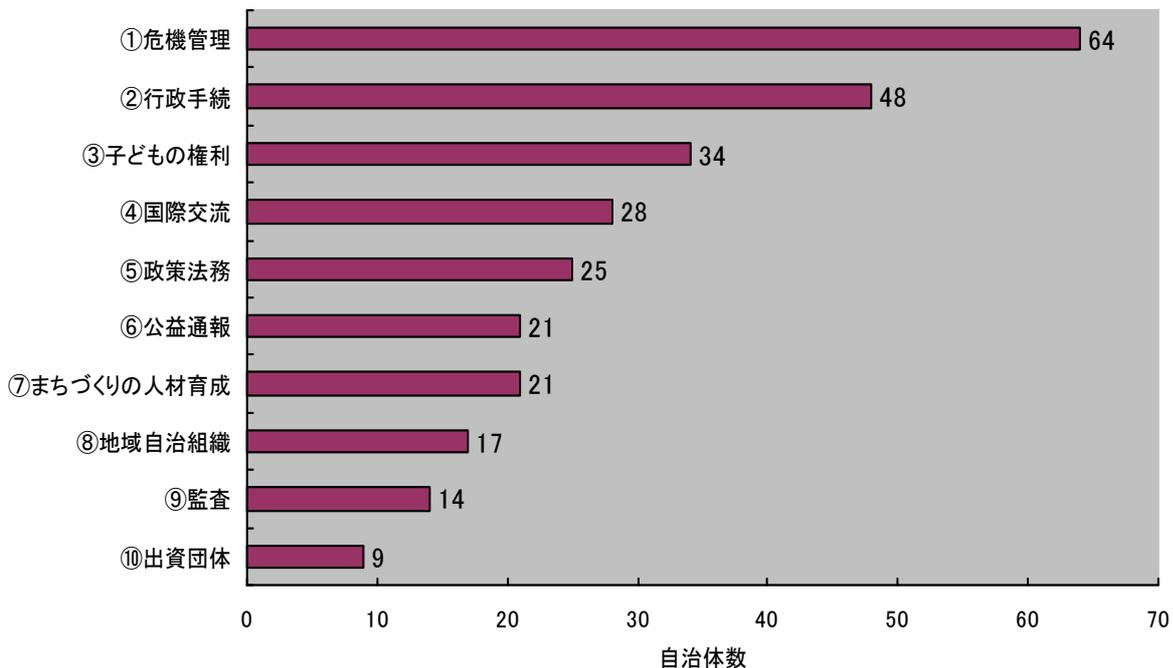
| 見直し検討の課題項目   | 自治体数 |
|--|------|
| 地域自治組織に関する規定の設置  | 4    |
| 危機管理に関する規定の設置  | 2    |
| コミュニティの類型化（地縁型・テーマ型）、<br>自治会の役割の明記、目指すべきまちの姿の明記、<br>PPP等の公民連携手法（※）など | 各1   |

※PPP……公民が連携して公共的サービスの提供を行う手法（パブリック・プライベート・パートナーシップ）。代表的な手法としてPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、指定管理者制度があり、その他市場化テスト、公設民営方式、自治体業務のアウトソーシングも含まれる。

## 4-2. 施行5年に満たない市・特別区の自治基本条例等のうち、吹田市自治基本条例に定めのない条項調べ（基準日：平成27年4月1日）

平成22年（2010年）4月1日後に自治基本条例等を施行した91市・特別区のホームページをもとに調査を行った。本市条例に規定がない条項で、最も多かったものから順に10位まで、それぞれ2自治体の条項例を挙げるとともに、本市の現状を記載した。

また、上位10の条項以外について、最後にその他としてまとめて記載した（53ページ）。



### ① 危機管理 64/91 自治体

危機管理（安心安全）についての規定を設けている自治体が約70%あった。

条項内容は、主に自治体に危機管理の体制整備を義務付けるもののほか、市民に減災の努力義務を課すものとなっている。

#### 【条項例】

##### a) 八潮市自治基本条例

（危機管理）

第11条 市長は、災害その他の市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態に対し、迅速に対応することができるよう体制の整備を図るとともに、総合的かつ長期的な対策を講じなければならない。

b) ふじみ野市自治基本条例

(危機管理)

第28条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、市民及び関係機関等と連携し、市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態等（次項において「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備するものとする。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、日頃からの自らが果たすべき役割を認識した上で地域での交流に努め、相互に協力して災害等に対処するものとする。

**【吹田市の現状】**

40 ページのとおり

**② 行政手続 48/91 自治体**

行政手続についての規定を設けている自治体が約53%あった。

条項内容は、概ね同様であり、行政処分等における公正・透明性の確保等について定めたものとなっている。

**【条項例】**

a) 久喜市自治基本条例

(行政手続)

第13条 市の執行機関は、市民の権利及び利益の保護を図るため、市への申請に対する処分、不利益処分、行政指導及び届出に関する基準及び手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。

b) 泉南市自治基本条例

(行政手続)

第28条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益を保護するため、適正な行政手続の確保に努めます。

2 行政手続について必要な事項は、別に条例で定めます。

**【吹田市の現状】**

本市の行政手続については、行政手続法にのっとり行われているほか、「吹田市行政手続条例」において、条例等に基づく処分・届出、行政指導に関する手続きを定め、職員への研修等を行う中で遵守を徹底している。

### ③ 子どもの権利 34/91 自治体

子どもの権利についての規定を設けている自治体が約37%あった。

条項内容は、子どもや青少年のまちづくりに参画する権利等を「市民」の権利等とは別に定めたもので、「子ども」の定義は18歳や20歳未満と規定している自治体もあるが、明示されていないほうが多い。なお、「高齢者」や「障がい者」の権利等について別に規定した自治体は2市あった。

#### 【条項例】

##### a) 栃木市自治基本条例

(青少年や子ども)

第12条 満20歳未満の青少年や子どもは、それぞれの年齢等に応じた関わり方でまちづくりに参画する権利を有する。

2 市民及び市は、満20歳未満の青少年や子どもが、安全で安心して健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

##### b) 関市自治基本条例

(子どもの権利)

第7条 市民、議会及び行政は、子どもが未来の担い手として尊重され、まちづくりに参画することができるよう努めます。

(高齢者、障がい者等の権利)

第8条 市民、議会及び行政は、高齢者、障がい者等が地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

#### 【吹田市の現状】

「子ども」の権利等について、本市自治基本条例では、「高齢者」や「障がい者」と同様に「市民」の中に含め、その権利及び責務等を規定している(第6条ほか)。

### ④ 国際交流 28/91 自治体

国際交流についての規定を設けている自治体が約31%あった。

条項内容は、国際交流の重要性を様々な表現で謳ったものとなっている。また、「多文化共生」について合わせて規定している自治体もある。なお、条文の位置は、他自治体との連携に関する条文(本市では第31条)と近接している。

#### 【条項例】

##### a) 山陽小野田市自治基本条例

(国際交流)

第34条 市は、平和、人権、環境、資源等の国際的規模の諸問題に関し、国際的視野を持ち、国際社会に果たすべき役割を認識して、市民及び議会と共に広く国際交流に努めるものとします。

b) 下野市自治基本条例

(国際交流)

第37条 市は、国際交流の文化を大切にするとともに、市民の国際交流活動の支援に努めるものとする。

2 市民及び市は、多文化共生社会の視点に立ち、敬愛と相互理解と学び合いの精神を持って、国際交流活動に努めるものとする。

**【吹田市の現状】**

45 ページのとおり

**⑤ 政策法務 25/91 自治体**

政策法務についての規定を設けている自治体が約27%あった。

条項内容は、概ね同様であり、積極的な自治立法権の活用や法令等の自主的かつ適正な解釈に努めることなどを定めたものとなっている。

**【条項例】**

a) 所沢市自治基本条例

(政策法務)

第24条 市は、市民等のニーズ及び地域課題に対応するため、主体的かつ積極的に条例等の立案に取り組むとともに、法令等の自主的な解釈及び運用に努めなければなりません。

2 市は、自主的で質の高い政策を実現するため、政策法務を充実するための運営及び体制整備に努めるものとします。

b) 調布市自治の理念と市政運営に関する基本条例

(政策法務)

第11条 市は、法令等に基づく市政運営を基本とし、政策目的の実現のため、自らの判断と責任に基づいて、法令等を解釈し、及び運用するとともに、積極的に条例を制定するものとする。

**【吹田市の現状】**

本市自治基本条例には「政策法務」に関する個別の規定はないが、第2条(条例の位置付け等)で、執行機関は自治基本条例の趣旨にのっとり、法令の解釈を自主的かつ適正に行うよう定め、第14条(職員の責務)で、職員は政策立案能力・法務能力等を身につけるよう努めることを定めている。

## ⑥ 公益通報 21/91 自治体

公益通報についての規定を設けている自治体が約23%あった。

条項内容は、概ね同様であり、職員通報体制の整備と通報職員への不利益措置の禁止を定めたものとなっている。なお、「法令遵守」「不当要求行為」と合わせ、「コンプライアンス」の規定の中に位置付けている自治体もある。

### 【条項例】

#### a) 姫路市まちづくりと自治の条例

(公益通報)

第19条 市長は、行政運営に係る法令違反等について、職員からの通報を受ける体制を整備するものとする。

2 市は、通報を行った職員が通報を行ったことによる不利益を受けることがないように必要な措置を講ずるものとする。

#### b) 宍粟市自治基本条例

(コンプライアンスの確保)

第32条 市議会及び市の執行機関は、コンプライアンス（法令を誠実に遵守し、かつ、倫理を保持することをいう。）を確保し、適法かつ公正な市政運営を行わなければならない。

2 市の執行機関は、公益通報（市政の適法かつ公正な運営を確保するために、市政運営上の違法行為について市の職員から行われる通報及び相談をいう。）を受け入れる体制を整備し、通報者が通報により不利益を受けないよう通報者を保護するとともに、適切な措置を講じなければならない。

3 市の執行機関は、市の事業に対するあらゆる不当要求行為等に対し、組織的な取り組みを行うことにより、市民と市の職員の安全及び公務の円滑かつ適正な執行を確保しなければならない。

4 コンプライアンスの確保に関し必要な事項は、別に定める。

### 【吹田市の現状】

43 ページのとおり

## ⑦ まちづくりの人材育成 21/91 自治体

まちづくりの人材育成についての規定を個別に設けている自治体が約23%あった。

条項内容は、自治体や市民に、まちづくりに貢献する市民を育成する努力義務を課したものとなっている。なお、「コミュニティ」の規定（本市では第24条）の中に「まちづくりの人材育成」を謳っている自治体もあったが、本件数には含んでいない。

### 【条項例】

#### a) 白河市自治基本条例

(人材の育成)

第18条 市は、市民と連携し、市民参画及び協働によるまちづくりを担う人材の育成に努めるものとします。

#### b) 七尾市まちづくり基本条例

(担い手の発掘及び育成)

第26条 市民、議会及び行政は、地域、学校及び職場などのさまざまな場所で、市民のまちづくりに関する学習の機会を市民に提供し、まちづくりの担い手を発掘し、育成に努めるものとする。

### 【吹田市の現状】

本市自治基本条例には「まちづくりの人材育成」に関する個別の規定はないが、第24条（コミュニティの尊重等）で、市民及び市はコミュニティの役割を尊重し、市はその活動を支援する旨定めている。

## ⑧ 地域自治組織 17/91 自治体

地域自治組織についての規定を設けている自治体が約19%あった。

条項内容は、地域自治組織の定義や役割、自治体による支援などを定めたものとなっている。なお、ここでいう地域自治組織は、地域の多様な団体が参画した組織を指し、自治会等の地縁団体やNPO等の市民団体に特化した組織は含んでいない。

### 【条項例】

#### a) 西脇市自治基本条例

(地域自治協議会)

第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。

4 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5 地域自治協議会に関して必要な事項は、別に定めるものとします。

#### b) 関市自治基本条例

(地域委員会)

第24条 市民は、地域の課題を解決するため、小学校区を基本として、当該地域の自治会、各種団体、事業者等の多様な団体及び個人で構成する地域委員会（以下「地域委員会」といいます。）を設立することができます。

2 地域委員会は、誰もが参加できる開かれた組織とし、その適切な運営に努めます。

3 地域委員会は、当該地域が取り組む活動方針及び事業を定める地域振興計画を策定します。

4 行政は、地域委員会の設立及び活動を支援します。

### 【吹田市の現状】

現在、本市では、多様な市民が自らの地域に参画でき、自らの意見が反映されるような仕組みづくりを検討している。

## ⑨ 監査 14/91 自治体

監査についての規定を設けている自治体が約15%あった。

条項内容は、公正で透明性の高い行財政運営を確保するため、監査制度の充実を定めたものとなっており、中には外部監査の実施について規定している自治体もある。

### 【条項例】

a) 三田市まちづくり基本条例

(監査制度)

第39条 市議会及び市長等は、適正で、効率的かつ効果的な行政運営を確保するため、監査制度の充実を図らなければなりません。

b) 丹波市自治基本条例

(外部監査)

第38条 市長等は、適正で効率的な行財政運営を確保するため、必要に応じて外部機関による監査を実施し、その結果を公表しなければなりません。

### 【吹田市の現状】

本市では、監査委員による監査を行っている。監査委員は、自治基本条例第13条で定める執行機関の一つとして、職務を公正かつ誠実に執行することが求められている。なお、地方自治法上、中核市には包括外部監査が義務付けられている。

## ⑩ 出資団体 9/91 自治体

出資団体についての規定を設けている自治体が約10%あった。

条項内容は、主に自治体に出資の必要性和出資団体の経営状況の公表を求めるものや出資以外の補助、事務の委託、職員を派遣している団体に、その目的が達成されるよう指導、助言ができる旨定めたものとなっている。

### 【条項例】

#### a) 函館市自治基本条例

(出資団体)

第25条 市長等は、本市が出資している団体について、出資の必要性、経営状況等を必要に応じて検証し、これを市民に公表しなければなりません。

#### b) 豊後大野市まちづくり基本条例

(出資団体等)

第22条 行政は、市が出資又は補助を行う団体等や公の施設の指定管理者等に対し、その目的が達成されるよう必要に応じて意見や助言など、適切な指導を行います。

2 行政は、本市が出資している団体等について、出資の必要性、経営状況等を検証し、これを市民に公表します。

3 行政は、補助金等を交付した団体等による公共的なサービスの提供に関する市民の苦情を受けたときは、その苦情の内容を調査し、必要と認めるときは、当該団体等に対して意見や助言等を述べます。

### 【吹田市の現状】

44 ページのとおり

## その他

その他として、上位10の条項以外で主なものを列挙する。

- ・ 目指すべきまちの姿に関する条項
- ・ まちづくり集会、対話の場の設置等まちづくりの仕組みに関する条項
- ・ 男女共同参画によるまちづくりに関する条項
- ・ まちづくりの拠点（公民館等）に関する条項
- ・ 生涯学習推進に関する条項
- ・ 自然環境や歴史文化の継承に関する条項
- ・ 行政財産の適正な管理に関する条項
- ・ 不当要求に関する条項
- ・ 多文化共生に関する条項

調査対象自治体（市・特別区）

|    | 都道府県名 | 自治体名   | 条例名             | 施行日         | 調査種別 |
|----|-------|--------|-----------------|-------------|------|
| 1  | 北海道   | 登別市    | まちづくり基本条例       | 平成17年12月21日 | 4-1  |
| 2  | 北海道   | 札幌市    | 自治基本条例          | 平成19年4月1日   | 4-1  |
| 3  | 北海道   | 苫小牧市   | 自治基本条例          | 平成19年4月1日   | 4-1  |
| 4  | 北海道   | 留萌市    | 自治基本条例          | 平成19年4月1日   | 4-1  |
| 5  | 北海道   | 帯広市    | まちづくり基本条例       | 平成19年4月1日   | 4-1  |
| 6  | 北海道   | 稚内市    | 自治基本条例          | 平成19年4月1日   | 4-1  |
| 7  | 北海道   | 美唄市    | まちづくり基本条例       | 平成19年9月1日   | 4-1  |
| 8  | 北海道   | 石狩市    | 自治基本条例          | 平成20年4月1日   | 4-1  |
| 9  | 北海道   | 芦別市    | まちづくり基本条例       | 平成20年10月1日  | 4-1  |
| 10 | 北海道   | 三笠市    | 未来づくり基本条例       | 平成21年4月1日   | 4-1  |
| 11 | 北海道   | 江別市    | 自治基本条例          | 平成21年7月1日   | 4-1  |
| 12 | 北海道   | 名寄市    | 自治基本条例          | 平成22年4月1日   | 4-1  |
| 13 | 北海道   | 北見市    | まちづくり基本条例       | 平成22年12月21日 | 4-2  |
| 14 | 北海道   | 函館市    | 自治基本条例          | 平成23年4月1日   | 4-2  |
| 15 | 北海道   | 士別市    | まちづくり基本条例       | 平成24年4月1日   | 4-2  |
| 16 | 北海道   | 恵庭市    | まちづくり基本条例       | 平成26年1月1日   | 4-2  |
| 17 | 北海道   | 小樽市    | 自治基本条例          | 平成26年4月1日   | 4-2  |
| 18 | 北海道   | 旭川市    | まちづくり基本条例       | 平成26年4月1日   | 4-2  |
| 19 | 北海道   | 岩見沢市   | まちづくり基本条例       | 平成27年4月1日   | 4-2  |
| 20 | 青森県   | 八戸市    | 協働のまちづくり基本条例    | 平成17年4月1日   | 4-1  |
| 21 | 青森県   | 十和田市   | まちづくり基本条例       | 平成25年4月1日   | 4-2  |
| 22 | 青森県   | 弘前市    | 協働によるまちづくり基本条例  | 平成27年4月1日   | 4-2  |
| 23 | 岩手県   | 花巻市    | まちづくり基本条例       | 平成20年4月1日   | 4-1  |
| 24 | 岩手県   | 宮古市    | 自治基本条例          | 平成20年7月1日   | 4-1  |
| 25 | 岩手県   | 奥州市    | 自治基本条例          | 平成21年10月1日  | 4-1  |
| 26 | 岩手県   | 北上市    | 自治基本条例          | 平成25年1月1日   | 4-2  |
| 27 | 岩手県   | 滝沢市    | 自治基本条例          | 平成26年4月1日   | 4-2  |
| 28 | 宮城県   | 東松島市   | まちづくり基本条例       | 平成21年4月1日   | 4-1  |
| 29 | 宮城県   | 登米市    | まちづくり基本条例       | 平成24年4月1日   | 4-2  |
| 30 | 秋田県   | にかほ市   | 自治基本条例          | 平成21年6月25日  | 4-1  |
| 31 | 秋田県   | 潟上市    | 自治基本条例          | 平成25年1月1日   | 4-2  |
| 32 | 秋田県   | 横手市    | 自治基本条例          | 平成25年10月1日  | 4-2  |
| 33 | 山形県   | 長井市    | まちづくり基本条例       | 平成18年4月1日   | 4-1  |
| 34 | 福島県   | 二本松市   | 市政運営基本条例        | 平成17年12月1日  | 4-1  |
| 35 | 福島県   | 南相馬市   | 自治基本条例          | 平成20年4月1日   | 4-1  |
| 36 | 福島県   | 白河市    | 自治基本条例          | 平成26年4月1日   | 4-2  |
| 37 | 茨城県   | 小美玉市   | 自治基本条例          | 平成20年4月1日   | 4-1  |
| 38 | 茨城県   | 古河市    | 自治基本条例          | 平成21年10月1日  | 4-1  |
| 39 | 茨城県   | 那珂市    | 協働のまちづくり推進基本条例  | 平成22年3月25日  | 4-1  |
| 40 | 茨城県   | ひたちなか市 | 自立と協働のまちづくり基本条例 | 平成22年4月1日   | 4-1  |

|    |      |       |                    |             |     |
|----|------|-------|--------------------|-------------|-----|
| 41 | 栃木県  | 日光市   | まちづくり基本条例          | 平成20年4月1日   | 4-1 |
| 42 | 栃木県  | 宇都宮市  | 自治基本条例             | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 43 | 栃木県  | 矢板市   | まちづくり基本条例          | 平成23年11月1日  | 4-2 |
| 44 | 栃木県  | 鹿沼市   | 自治基本条例             | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 45 | 栃木県  | 栃木市   | 自治基本条例             | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 46 | 栃木県  | 大田原市  | 自治基本条例             | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 47 | 栃木県  | 真岡市   | 自治基本条例             | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 48 | 栃木県  | 下野市   | 自治基本条例             | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 49 | 群馬県  | 太田市   | まちづくり基本条例          | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 50 | 埼玉県  | 富士見市  | 自治基本条例             | 平成16年4月1日   | 4-1 |
| 51 | 埼玉県  | 草加市   | みんなでまちづくり自治基本条例    | 平成16年10月1日  | 4-1 |
| 52 | 埼玉県  | 秩父市   | まちづくり基本条例          | 平成17年5月24日  | 4-1 |
| 53 | 埼玉県  | 新座市   | 自治憲章条例             | 平成18年11月1日  | 4-1 |
| 54 | 埼玉県  | 熊谷市   | 自治基本条例             | 平成19年10月1日  | 4-1 |
| 55 | 埼玉県  | 川口市   | 自治基本条例             | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 56 | 埼玉県  | 越谷市   | 自治基本条例             | 平成21年9月1日   | 4-1 |
| 57 | 埼玉県  | 三郷市   | 自治基本条例             | 平成21年10月1日  | 4-1 |
| 58 | 埼玉県  | 春日部市  | 自治基本条例             | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 59 | 埼玉県  | 羽生市   | まちづくり自治基本条例        | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 60 | 埼玉県  | 北本市   | 自治基本条例             | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 61 | 埼玉県  | 八潮市   | 自治基本条例             | 平成23年7月1日   | 4-2 |
| 62 | 埼玉県  | 所沢市   | 自治基本条例             | 平成23年7月1日   | 4-2 |
| 63 | 埼玉県  | 白岡市   | 自治基本条例             | 平成23年10月1日  | 4-2 |
| 64 | 埼玉県  | 久喜市   | 自治基本条例             | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 65 | 埼玉県  | 鴻巣市   | 自治基本条例             | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 66 | 埼玉県  | ふじみ野市 | 自治基本条例             | 平成26年6月26日  | 4-2 |
| 67 | 埼玉県  | 戸田市   | 自治基本条例             | 平成26年7月1日   | 4-2 |
| 68 | 千葉県  | 流山市   | 自治基本条例             | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 69 | 東京都  | 清瀬市   | まちづくり基本条例          | 平成15年4月1日   | 4-1 |
| 70 | 東京都  | 杉並区   | 自治基本条例             | 平成15年5月1日   | 4-1 |
| 71 | 東京都  | 多摩市   | 自治基本条例             | 平成16年8月1日   | 4-1 |
| 72 | 東京都  | 文京区   | 「文の京」自治基本条例        | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 73 | 東京都  | 中野区   | 自治基本条例             | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 74 | 東京都  | 足立区   | 自治基本条例             | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 75 | 東京都  | 豊島区   | 自治の推進に関する基本条例      | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 76 | 東京都  | 三鷹市   | 自治基本条例             | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 77 | 東京都  | 国分寺市  | 自治基本条例             | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 78 | 東京都  | 小平市   | 自治基本条例             | 平成21年12月22日 | 4-1 |
| 79 | 東京都  | 練馬区   | 区政推進基本条例           | 平成23年1月1日   | 4-2 |
| 80 | 東京都  | 新宿区   | 自治基本条例             | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 81 | 東京都  | 調布市   | 自治の理念と市政運営に関する基本条例 | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 82 | 東京都  | 東村山市  | みんなで進めるまちづくり基本条例   | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 83 | 神奈川県 | 川崎市   | 自治基本条例             | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 84 | 神奈川県 | 大和市   | 自治基本条例             | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 85 | 神奈川県 | 平塚市   | 自治基本条例             | 平成18年10月1日  | 4-1 |

|     |      |      |                |             |     |
|-----|------|------|----------------|-------------|-----|
| 86  | 神奈川県 | 海老名市 | 自治基本条例         | 平成19年10月1日  | 4-1 |
| 87  | 神奈川県 | 綾瀬市  | 自治基本条例         | 平成22年3月25日  | 4-1 |
| 88  | 神奈川県 | 茅ヶ崎市 | 自治基本条例         | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 89  | 神奈川県 | 南足柄市 | 自治基本条例         | 平成22年10月1日  | 4-2 |
| 90  | 神奈川県 | 厚木市  | 自治基本条例         | 平成22年12月24日 | 4-2 |
| 91  | 神奈川県 | 小田原市 | 自治基本条例         | 平成24年1月1日   | 4-2 |
| 92  | 新潟県  | 柏崎市  | 市民参加のまちづくり基本条例 | 平成15年10月1日  | 4-1 |
| 93  | 新潟県  | 妙高市  | 自治基本条例         | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 94  | 新潟県  | 新潟市  | 自治基本条例         | 平成20年2月22日  | 4-1 |
| 95  | 新潟県  | 上越市  | 自治基本条例         | 平成20年4月1日   | 4-1 |
| 96  | 新潟県  | 燕市   | まちづくり基本条例      | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 97  | 新潟県  | 阿賀野市 | まちづくり基本条例      | 平成23年10月1日  | 4-2 |
| 98  | 新潟県  | 十日町市 | まちづくり基本条例      | 平成27年4月1日   | 4-2 |
| 99  | 富山県  | 魚津市  | 自治基本条例         | 平成23年9月21日  | 4-2 |
| 100 | 富山県  | 南砺市  | まちづくり基本条例      | 平成24年7月1日   | 4-2 |
| 101 | 石川県  | 羽咋市  | まちづくり基本条例      | 平成15年4月1日   | 4-1 |
| 102 | 石川県  | 輪島市  | 自治基本条例         | 平成20年4月1日   | 4-1 |
| 103 | 石川県  | 白山市  | 自治基本条例         | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 104 | 石川県  | 加賀市  | 市民主役基本条例       | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 105 | 石川県  | 七尾市  | まちづくり基本条例      | 平成24年9月1日   | 4-2 |
| 106 | 福井県  | 越前市  | 自治基本条例         | 平成17年10月1日  | 4-1 |
| 107 | 福井県  | あわら市 | まちづくり基本条例      | 平成21年3月1日   | 4-1 |
| 108 | 福井県  | 坂井市  | まちづくり基本条例      | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 109 | 山梨県  | 甲府市  | 自治基本条例         | 平成19年6月21日  | 4-1 |
| 110 | 山梨県  | 都留市  | 自治基本条例         | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 111 | 長野県  | 飯田市  | 自治基本条例         | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 112 | 長野県  | 千曲市  | まちづくり基本条例      | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 113 | 長野県  | 駒ヶ根市 | 協働のまちづくり条例     | 平成20年7月1日   | 4-1 |
| 114 | 長野県  | 小諸市  | 自治基本条例         | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 115 | 長野県  | 上田市  | 自治基本条例         | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 116 | 岐阜県  | 多治見市 | 市政基本条例         | 平成19年1月1日   | 4-1 |
| 117 | 岐阜県  | 岐阜市  | 住民自治基本条例       | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 118 | 岐阜県  | 瑞穂市  | まちづくり基本条例      | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 119 | 岐阜県  | 郡上市  | 住民自治基本条例       | 平成26年3月27日  | 4-2 |
| 120 | 岐阜県  | 関市   | 自治基本条例         | 平成26年12月25日 | 4-2 |
| 121 | 静岡県  | 静岡市  | 自治基本条例         | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 122 | 静岡県  | 牧之原市 | 自治基本条例         | 平成23年10月1日  | 4-2 |
| 123 | 静岡県  | 掛川市  | 自治基本条例         | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 124 | 静岡県  | 焼津市  | 自治基本条例         | 平成26年10月1日  | 4-2 |
| 125 | 愛知県  | 東海市  | まちづくり基本条例      | 平成15年12月22日 | 4-1 |
| 126 | 愛知県  | 知立市  | まちづくり基本条例      | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 127 | 愛知県  | 豊田市  | まちづくり基本条例      | 平成17年10月1日  | 4-1 |
| 128 | 愛知県  | 日進市  | 自治基本条例         | 平成19年10月1日  | 4-1 |
| 129 | 愛知県  | みよし市 | 自治基本条例         | 平成20年10月1日  | 4-1 |
| 130 | 愛知県  | 安城市  | 自治基本条例         | 平成22年4月1日   | 4-1 |

|     |     |       |                  |             |     |
|-----|-----|-------|------------------|-------------|-----|
| 131 | 愛知県 | 一宮市   | 自治基本条例           | 平成23年1月1日   | 4-2 |
| 132 | 愛知県 | 高浜市   | 自治基本条例           | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 133 | 愛知県 | 江南市   | 市民自治によるまちづくり基本条例 | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 134 | 愛知県 | 刈谷市   | 自治基本条例           | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 135 | 愛知県 | 新城市   | 自治基本条例           | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 136 | 愛知県 | 碧南市   | 協働のまちづくりに関する基本条例 | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 137 | 愛知県 | 岩倉市   | 自治基本条例           | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 138 | 愛知県 | 愛西市   | 自治基本条例           | 平成27年4月1日   | 4-2 |
| 139 | 愛知県 | 小牧市   | 自治基本条例           | 平成27年4月1日   | 4-2 |
| 140 | 三重県 | 伊賀市   | 自治基本条例           | 平成16年12月24日 | 4-1 |
| 141 | 三重県 | 四日市市  | 市民自治基本条例（理念条例）   | 平成17年9月1日   | 4-1 |
| 142 | 三重県 | 名張市   | 自治基本条例           | 平成18年1月1日   | 4-1 |
| 143 | 三重県 | 志摩市   | まちづくり基本条例        | 平成20年8月1日   | 4-1 |
| 144 | 三重県 | 亀山市   | まちづくり基本条例        | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 145 | 三重県 | 鈴鹿市   | まちづくり基本条例        | 平成24年12月1日  | 4-2 |
| 146 | 滋賀県 | 米原市   | 自治基本条例           | 平成18年9月1日   | 4-1 |
| 147 | 滋賀県 | 野洲市   | まちづくり基本条例        | 平成19年10月1日  | 4-1 |
| 148 | 滋賀県 | 長浜市   | 市民自治基本条例         | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 149 | 滋賀県 | 近江八幡市 | 協働のまちづくり基本条例     | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 150 | 滋賀県 | 草津市   | 自治体基本条例          | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 151 | 京都府 | 京丹後市  | まちづくり基本条例        | 平成20年4月1日   | 4-1 |
| 152 | 大阪府 | 岸和田市  | 自治基本条例           | 平成17年8月1日   | 4-1 |
| 153 | 大阪府 | 池田市   | みんなで作るまちの基本条例    | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 154 | 大阪府 | 大東市   | 自治基本条例           | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 155 | 大阪府 | 豊中市   | 自治基本条例           | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 156 | 大阪府 | 柏原市   | まちづくり基本条例        | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 157 | 大阪府 | 寝屋川市  | みんなのまち基本条例       | 平成20年4月1日   | 4-1 |
| 158 | 大阪府 | 阪南市   | 自治基本条例           | 平成21年7月1日   | 4-1 |
| 159 | 大阪府 | 大阪狭山市 | 自治基本条例           | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 160 | 大阪府 | 和泉市   | 自治基本条例           | 平成23年9月1日   | 4-2 |
| 161 | 大阪府 | 泉南市   | 自治基本条例           | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 162 | 大阪府 | 門真市   | 自治基本条例           | 平成26年1月1日   | 4-2 |
| 163 | 兵庫県 | 宝塚市   | まちづくり基本条例        | 平成14年4月1日   | 4-1 |
| 164 | 兵庫県 | 伊丹市   | まちづくり基本条例        | 平成15年10月1日  | 4-1 |
| 165 | 兵庫県 | 篠山市   | 自治基本条例           | 平成18年10月1日  | 4-1 |
| 166 | 兵庫県 | 朝来市   | 自治基本条例           | 平成21年4月1日   | 4-1 |
| 167 | 兵庫県 | 養父市   | まちづくり基本条例        | 平成21年7月1日   | 4-1 |
| 168 | 兵庫県 | 明石市   | 自治基本条例           | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 169 | 兵庫県 | 宍粟市   | 自治基本条例           | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 170 | 兵庫県 | 丹波市   | 自治基本条例           | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 171 | 兵庫県 | 三田市   | まちづくり基本条例        | 平成24年7月1日   | 4-2 |
| 172 | 兵庫県 | 相生市   | 自治基本条例           | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 173 | 兵庫県 | 西脇市   | 自治基本条例           | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 174 | 兵庫県 | 姫路市   | まちづくりと自治の条例      | 平成25年12月20日 | 4-2 |
| 175 | 奈良県 | 生駒市   | 自治基本条例           | 平成22年4月1日   | 4-1 |

|     |      |        |                   |             |     |
|-----|------|--------|-------------------|-------------|-----|
| 176 | 奈良県  | 大和郡山市  | 自治基本条例            | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 177 | 鳥取県  | 鳥取市    | 自治基本条例            | 平成20年10月1日  | 4-1 |
| 178 | 鳥取県  | 米子市    | 自治基本条例            | 平成24年6月27日  | 4-2 |
| 179 | 島根県  | 雲南市    | まちづくり基本条例         | 平成20年11月1日  | 4-1 |
| 180 | 岡山県  | 新見市    | まちづくり基本条例         | 平成17年3月31日  | 4-1 |
| 181 | 岡山県  | 瀬戸内市   | 自治基本条例            | 平成18年2月13日  | 4-1 |
| 182 | 岡山県  | 笠岡市    | 自治基本条例            | 平成20年10月1日  | 4-1 |
| 183 | 岡山県  | 備前市    | まちづくり基本条例         | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 184 | 広島県  | 三次市    | まち・ゆめ基本条例         | 平成18年4月1日   | 4-1 |
| 185 | 広島県  | 庄原市    | まちづくり基本条例         | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 186 | 山口県  | 防府市    | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 187 | 山口県  | 山陽小野田市 | 自治基本条例            | 平成24年1月1日   | 4-2 |
| 188 | 徳島県  | 鳴門市    | 自治基本条例            | 平成23年11月1日  | 4-2 |
| 189 | 徳島県  | 三好市    | まちづくり基本条例         | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 190 | 香川県  | さぬき市   | まちづくり基本条例         | 平成17年4月1日   | 4-1 |
| 191 | 香川県  | 善通寺市   | 自治基本条例            | 平成17年10月1日  | 4-1 |
| 192 | 香川県  | 丸亀市    | 自治基本条例            | 平成18年10月1日  | 4-1 |
| 193 | 香川県  | 高松市    | 自治基本条例            | 平成22年2月15日  | 4-1 |
| 194 | 愛媛県  | 四国中央市  | 自治基本条例            | 平成19年7月1日   | 4-1 |
| 195 | 愛媛県  | 伊予市    | 自治基本条例            | 平成22年1月1日   | 4-1 |
| 196 | 高知県  | 須崎市    | 自治基本条例            | 平成23年1月1日   | 4-2 |
| 197 | 福岡県  | うきは市   | 協働のまちづくり基本条例      | 平成19年4月1日   | 4-1 |
| 198 | 福岡県  | 福津市    | みんなですすめるまちづくり基本条例 | 平成20年12月1日  | 4-1 |
| 199 | 福岡県  | 北九州市   | 自治基本条例            | 平成22年10月1日  | 4-2 |
| 200 | 福岡県  | 嘉麻市    | 自治基本条例            | 平成22年12月28日 | 4-2 |
| 201 | 福岡県  | 宮若市    | 自治基本条例            | 平成23年4月1日   | 4-2 |
| 202 | 福岡県  | 筑紫野市   | 市民自治基本条例          | 平成23年6月29日  | 4-2 |
| 203 | 福岡県  | 糸島市    | まちづくり基本条例         | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 204 | 佐賀県  | 佐賀市    | まちづくり自治基本条例       | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 205 | 熊本県  | 熊本市    | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 206 | 熊本県  | 合志市    | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 207 | 大分県  | 由布市    | 住民自治基本条例          | 平成21年9月25日  | 4-1 |
| 208 | 大分県  | 大分市    | まちづくり自治基本条例       | 平成24年4月1日   | 4-2 |
| 209 | 大分県  | 豊後大野市  | まちづくり基本条例         | 平成24年10月1日  | 4-2 |
| 210 | 大分県  | 臼杵市    | まちづくり基本条例         | 平成25年4月1日   | 4-2 |
| 211 | 大分県  | 杵築市    | 自治基本条例            | 平成25年7月1日   | 4-2 |
| 212 | 大分県  | 日田市    | 自治基本条例            | 平成26年4月1日   | 4-2 |
| 213 | 宮崎県  | えびの市   | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 214 | 鹿児島県 | 薩摩川内市  | 自治基本条例            | 平成20年10月12日 | 4-1 |
| 215 | 鹿児島県 | 出水市    | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |
| 216 | 沖縄県  | 石垣市    | 自治基本条例            | 平成22年4月1日   | 4-1 |

## 第5章 自治基本条例の見直しに係る市民からの提言

自治基本条例の見直しについて、68ページの様式に基づき、市民から提言を募集したところ、3名の方から提言が寄せられた（提出順にABCで表した）。提言内容に係る本市の現状は、第3章の自治基本条例の施行実態等で既述したので、ここでは他自治体の現状について、概要を記載した。

なお、頂いた貴重な提言は、趣旨を損なわないよう整理している。

### 提言A（第19条、その他）

#### ①第7章 市民参画及び協働

##### ・第19条（審議会等への参画）

〔下線部：追加案〕

- 1 現行のとおり
- 2 決定した公募委員は、審議会等の開催前に習熟した職員等のもとで、当該審議会等の目的、内容、現在までの審議状況、最終目標について、実のある研修を受けるものとします。
- 3 審議会等の専門委員及び担当職員は、公募委員の発言の機会を尊重し、その発言が一過性にならないこと及び全体の議論が活発になるよう努めるものとします。
- 4 傍聴人は、第4条第1号に基づく市民であり、等しく尊重されなければなりません。
- 5 現行の第2項とする

#### 【他自治体の現状】

提言のような審議会等の具体的な運営については、自治基本条例以外の規則や要領などで規定するほか、各審議会等を所管する部署の判断で、審議会等の会長とも相談しながら行っている自治体がほとんどであると思われる。

#### ②その他

- ・（仮称）地域委員会について、（仮称）地域委員会研究会が市と共に初心に戻って検討されると思うので、自治基本条例に盛り込むことは尚早と思います。

#### 【他自治体の現状】

地域の多様な主体が参画する地域自治組織を制度として導入している自治体は、モデル実施を含め、3割ほどであると思われるが、実際の結成にかかわらず、方向性が定まった段階で自治基本条例等に規定している自治体はある。

### ①前文

- ・「恒久平和」「個人の自由と尊厳を尊重」などを掲げている点は、他の自治体の自治基本条例と比べても評価できる一方で、「都市文化」の定義付けが不明確である。後藤市長の3つの基本理念(①成熟社会に生きる②対話と傾聴③高質で品格あるまち)と関連させて検討してもいいのではないか。
- ・「地方分権」は現在では「地域分権」へと移りつつある。時代変化への対応を条文に反映する必要があることから、「地方分権」から「地域分権」へ、「市民参加・市民参画」から「市民主権」への発想の転換と、それに伴う内容の見直しが必要ではないか。

#### 【他自治体の現状】

前文を改正している自治体は、4-1の調査によると125中2自治体で、いずれも大きな改正はなされていない(下記a、b)。また、「地域内(都市内)分権」「市民主権」の文言を自治基本条例等で使用している自治体は、前文に限らずまだ非常に少ないのが現状である(c、d)。

#### 【条項例】(前文は抜粋)

##### a) みよし市自治基本条例

(前文)

[二重線部：削除、下線部：追加]

~~21世紀を迎えた今日、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち~~は、将来に向けても多様で個性豊かな地域社会を実現していくために、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。

##### b) 豊島区自治の推進に関する基本条例

(前文)

[下線部：追加]

そして私たちは、地域からの視点とともに、より広い視野で社会をみつめ、まちを訪れる人々とともに、豊島区をさらに安全・安心で豊かなものとして、未来に引き継いでいくことをめざします。

##### c) 高浜市自治基本条例

(前文)

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っています。そこで、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

#### d) 和泉市自治基本条例

(前文)

誰もが生き生きと安心して暮らせる、住んで良かったと誇りに思える和泉市を創るという夢を実現し、真に市民が主役のまちづくりを進めるため、ここに**主権が市民に存する**ことを宣言し、市民の思いを込めて和泉市の自治の礎としての和泉市自治基本条例を制定します。

## ②第4章 議会

### ・第11条 (議員の責務)

議会活動の市民への説明責任について具体的に規定する。例えば、地方議会の運営をどのように行うのかを定めた議会基本条例などの策定を明記する。

#### 【他自治体の現状】

議会活動の市民への説明責任について、何らかの形で規定している自治体は多いが、自治基本条例とは別に議会基本条例等で定めるとしている自治体はまだ少ないのが現状である。〔大阪府内 30 市中 (政令市除く) 4 市 (平成 25 年 3 月 7 日調べ) 〕

#### 【条項例】

岸和田市自治基本条例

(議会の責務)

第9条 議会は、会議を公開するとともに、議会の保有する情報を市民と共有し、開かれた議会運営に努める。

2 議会は、自らの権能と責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割を明確にするよう努める。〔平成23年 議会基本条例施行〕

## ③第7章 市民参画及び協働

### ・第19条 (審議会等への参画)

現在設置されている審議会等には原則として、その委員全部または一部を市民からの公募により選任と謳っているが、未だに公募枠を設定していない審議会等がある。また、女性比率の割合が明記もされず、「すいた男女共同参画プラン」の目標値40%に達していない。さらに、公募市民は他の審議会等との委員兼任ができないが、団体枠は複数兼任が認められていて公平に選任されていないなど実態に問題がある。

さらに、これからの地域力や市民力を高めるには、主権者である市民が、市民同士あるいは行政と協働してまちづくりに積極的に参画していくことが必要であることから、市民参画及び協働の前提である市民主権についても明記しておく。

### 【他自治体の現状】

審議会等への市民参画については、自治基本条例等で委員の男女比や年齢構成等に偏重がないよう規定している自治体はあるが、具体的な比率等は規則や要領などで定め、運用している自治体がほとんどであると思われる。

### 【条項例】

嘉麻市自治基本条例

（審議会等の運営）

第 18 条 市長等は、市の執行機関に設置する審議会等（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく附属機関をいう。以下同じ。）の委員を選任するときは、設置目的等に応じて委員の公募を行うとともに、委員の男女の比率、年齢構成及び選出区分が著しく不均衡にならないように留意し、同一の委員が著しく長期にわたって就任し、又は同時期に多数の審議会等の委員に就任することのないように努めなければならない。

#### ・ 第 21 条（住民投票の実施等）

自治体の重大問題に対して、常設型で住民投票を行えるよう明記する。

### 【他自治体の現状】

自治基本条例等に住民投票の規定を設けている自治体のうち、住民投票に関して必要な事項を住民（市民）投票条例で定めている自治体（常設型：下記 a、b）は、本市のように「事案ごとに別に条例で定める」とする自治体（個別設置型）より少ないのが現状である。

### 【条項例】

a) 岸和田市自治基本条例

（住民投票）

第 20 条 市長は、岸和田市が直面する将来にかかわる重要課題について、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者が、その総数の 4 分の 1 以上の者の連署をもって住民投票を市長に請求したときは、直接住民の意思を問うため住民投票を実施しなければならない。

2 住民投票の投票権を有する者は、定住外国人を含む住民のうち 18 歳以上の者とする。

3 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

4 住民投票の実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定める。

〔平成 17 年 住民投票条例施行〕

b) 厚木市自治基本条例

（住民投票）

第36条 市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

〔平成25年 住民投票条例施行〕

#### 厚木市住民投票条例

(住民投票に付することができる事項)

第3条 住民投票に付することができる事項は、市全体に重大な影響を及ぼす事項で、市民に直接その意思を確認する必要があると認められるものとする。ただし、次に掲げる事項を除く。

(1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表明しようとする場合は、この限りでない。

(2) 法令の規定に基づき住民投票を行うことができる事項

(3) 予算、組織、人事等市の執行機関の内部の事務処理に関する事項

(4) 専ら特定の市民又は地域に関する事項

(5) 前各号に掲げる事項に類すると認められる事項

(請求資格者)

第4条 第2条の規定に基づき住民投票の実施を請求できる市民（以下「請求資格者」という。）は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において、本市の選挙人名簿に登録されている者とする。

(実施の請求)

第5条 請求資格者による住民投票の請求（以下「市民請求」という。）は、その総数の5分の1以上の者の連署をもって、請求資格者の代表者（以下「請求代表者」という。）から市長に対し、書面により行うものとする。

2 一 略 一

(実施の決定)

第9条 市長は、市民請求があった場合において、規則で定める住民投票の実施の要件に該当すると認め受理したとき又は議会請求があったときは、住民投票の実施を決定するものとする。

2 一 略 一

(投票資格者)

第10条 住民投票の投票権を有する市民（以下「投票資格者」という。）は、本市の議会の議員及び市長の選挙権を有する者とする。

## ④第8章 コミュニティの尊重等

### ・第24条

コミュニティそのものの役割や必要性と、具体的に「地域自治組織」などの役割を明確にする。

### 【他自治体の現状】

他自治体のコミュニティの規定は、本市と同様にコミュニティを「居住地域又は関心、目的等を共にすることで自主的に形成された集団又は組織」と定義する割合のほうが多いが、中には自治会等の地縁型組織（活動）とNPO等のテーマ型組織（活動）とを分けて定義している自治体もある（下記a、b）。また、組織（活動）の役割や必要性等の表記は自治体ごとに異なっており、既述した危機管理、子どもの権利、まちづくりの人材育成、地域自治組織について謳っている自治体もある。とりわけ半数近くの自治体は、市民にコミュニティへの参加を促す文言を盛り込んでいる（c、d）。

### 【条項例】

#### a) 一宮市自治基本条例

（地域活動団体）

第14条 地域活動団体は、地域内の住民で構成される、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 地域活動団体は、地域内の住民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとします。

3 地域活動団体は、運営ルールを明確にするとともに、開かれた運営を行い、地域内の住民が参加しやすいように活動を行います。

4 地域内の住民は、地域活動団体がまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、その活動に積極的に参加し、協力するよう努めます。

（非営利活動団体）

第15条 非営利活動団体は、自主的に公共的活動を行う、まちづくりに欠くことのできない存在であり、これをまちづくりの主体として位置付けます。

2 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の非営利活動団体等との連携を図りながら、課題の解決に努めるものとします。

3 非営利活動団体は、地域社会の一員として、それぞれの活動がまちづくりに関与しているという意識を持ち、市民が参加しやすいように活動を行います。

（地域活動団体等への支援）

第16条 市民及び市は、地域活動団体及び非営利活動団体が活発に活動を行うために必要な支援を行います。

#### b) 小田原市自治基本条例

（地域活動）

第6条 市民は、地域における良好な生活の維持及び向上のため、地域活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 自治会は、地域活動の担い手として、当該自治会の区域で活動する市民間の交流及び親睦を促進するよう努めるとともに、身近な生活に関する課題の解決に取り組むよう努めるものとする。

3 市民及び市の執行機関は、地域活動の円滑化及び活性化を図るため、地域活動を行う個人及び団体（以下「地域活動を行うもの」という。）に対して各地域の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

（市民活動）

第7条 市民は、より魅力的で活力のあるまちをつくるため、市民活動への参加を通じて市民自治を推進するよう努めるものとする。

2 市民及び市の執行機関は、市民活動の円滑化及び活性化を図るため、市民活動を行う個人及び団体（以下「市民活動を行うもの」という。）に対してその活動の実情に応じた支援を行うよう努めるものとする。

（活動を行うもの相互の連携）

第8条 地域活動を行うもの、市民活動を行うもの及び市の執行機関は、地域活動を行うもの、市民活動を行うもの又はその両者の相互の連携及び交流を促進するための機会の提供、人材の育成その他必要な取組を行うよう努めるものとする。

c) 和泉市自治基本条例

（コミュニティ）

第15条 私たち市民は、防犯、防災、福祉などの地域社会における課題を解決し、豊かな地域社会を実現するために、コミュニティが果たす役割を認識し、コミュニティを守り育てるよう、一人一人ができることを行うものとします。

2 私たち市民は、災害時等に助け合うことができるよう、日ごろから情報を共有し、連携体制を築くよう努めるものとします。

3 私たち市民は、互いに連携・協働し、将来を担う子どもが地域の中で健やかに成長する環境を確保するよう努めるものとします。

4 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、その活動の社会的責任を自覚するとともに、民主的に組織を運営し、地域の活性化に努めるものとします。

5 私たち市民は、コミュニティ活動を行うに当たっては、地域の課題を解決するために、他のコミュニティと情報交換し、連携・協働を積極的に行うよう努めるものとします。

6 行政は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援することができます。

d) 大和郡山市自治基本条例

（市民公益活動の推進）

第25条 市民は、自治会等の地域活動団体及びボランティア、NPO 等の目的別非営利活動団体の行う市民公益活動に関心を持ち、積極的な参画を通じ、地域の課題を共有し、解決に向け行動するよう努めるものとする。

2 市は、自発的かつ自主的に行われる市民公益活動を尊重するとともに、人材育成、物資、情報の提供等その活動を推進するための適切な支援を講じなければならない。

3 市民は、一定のまとまりのある地域内において、地域活動団体を中心とする多様な主体により構成される市民公益活動を行う組織を結成することができる。

## ⑤第9章 行政運営の原則

### ・第25条（総合計画）

現在の総合計画の審議会委員は全体数 20 名に対して、公募市民枠は4名である。自治体のすべての計画の基本となる総合計画への市民参加度を高めるためにも、公募市民枠を広げる。また、広く市民の声を聞き、反映する仕組みを検討する。

#### 【他自治体の現状】

総合計画に係る審議会等の公募市民の数や具体的な市民意見の反映の仕組みについては、自治基本条例以外の規則や要領などで定め、運用している自治体がほとんどであると思われる。

## ⑥第10章 市民自治推進委員会

### ・第30条

委員会の審議範囲が市民の参画及び協働に関する重要事項に限定されているが、条例の実施状況全般に拡げる。また、市長の諮問が無くても調査審議、答申できるようにし、委員会の自立性を高める。

#### 【他自治体の現状】

自治基本条例等の運用や進捗管理のため、同条例で審議会を設置している自治体は2割ほどであると思われる。審議会の主な所掌事項は、同条例の運用や見直しについて市長の諮問に応じ答申するほか、自治の推進に関する事項や同条例の基本的な事項について意見を述べるができるとなっている。

#### 【条項例】

##### a) 嘉麻市自治基本条例

（自治推進委員会の設置）

第38条 市長は、この条例の趣旨に沿った自治の推進を図るため、嘉麻市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

2 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) この条例の運用及び見直しに関する事項

(2) その他自治の推進に関する重要事項

3 前項に定めるもののほか、委員会は、この条例の適正な運用及び見直しに関し、市長に意見を述べることができる。

##### b) 岩見沢市まちづくり基本条例

（推進委員会）

第29条 市長は、この条例の適切な運用及び普及を図るため、岩見沢市まちづくり基本条例推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。

- 2 推進委員会は、市長の諮問に応じるほか、この条例の基本的事項について意見を述べることができます。
- 3 推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

## ⑦その他

- ・市民主権の原則である「市民は、市政の主権者であり、主体的な市政への参画が保障されること」を謳っていることから、市民参画の3つの分野（「身近な地域のまちづくりへの参加」、「社会課題に対応するNPOなどの市民公益活動への参加」、「政策決定に市民が関わる市政への参画」）を明記する。

### 【他自治体の現状】

64 ページのとおり

## 提言C（第12条）

### ①第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務

#### ・第12条（市長の責務）

〔下線部：追加案〕

- 1 現行のとおり
- 2 現行のとおり
- 3 市長は、前項の目的を達成するために、職員を適切に指揮監督し、市民の公益活動に関する研修を含む、人材の育成に努めなければなりません。  
(市民と行政の関わりをより深めるため、学識経験者や市民関係団体等の市民側の講師による職員対象の研修講座、仮称「吹田市民公益活動の現況」を協働で開設し、相互の理解と信頼醸成を培う仕掛けとする。第5章第14条第2項、第6章第15条にも関連すると思われませんが、第5章第12条第3項としました。)

### 【他自治体の現状】

市民公益活動の重要性について、コミュニティの規定などで謳っている自治体はあるが、提言のような市民公益活動に係る職員研修は、自治基本条例以外の要領や研修計画などで定め、実施している自治体がほとんどであると思われる。

## 自治基本条例の見直し ～私の提言～

吹田市では、まちづくりの基本的なルールを定めた「自治基本条例」の見直しを検討します。本様式により、下記の要領で市民のみなさんのご提言を募集しています。

### 提言者

市内在住 在勤 在学者 市内に事業所を置き、  
事業活動その他の活動を行う者

該当する箇所にチェック☑  
してください。

(複数選択可)

### 提言内容

(記載例)

1. 現行条例では〇〇などの吹田市の課題に十分対応できないため、第〇条第〇項を〇〇と改める。

2. 近年の〇〇などの社会・経済情勢の変化に合わせる必要があるため、新たに〇〇を定める条項を加える。

### 記

【提出期限】 平成27年6月22日(月)～8月10日(月)(50日間)

【提出先】 吹田市まち産業活性部地域自治推進室(低層棟2階 35番窓口)

住所: 〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

TEL: 06-6384-2139 FAX: 06-6384-1292

E-mail: ks\_jichi@city.suita.osaka.jp

【提出方法】 直接提出(9時～17時30分 土・日・7/20除く)、郵送、ファックス、電子メール(様式は地域自治推進室及び市民公益活動センター(ラコルタ)で配布。また、市ホームページからダウンロードできます。)

- 【留意事項】
- ご提言は見直しを検討する市民自治推進委員会及び市内の検討組織に提出します。
  - ご提言に対する個別の回答はいたしません。
  - 自治基本条例はホームページに掲載中のほか同室で配付しています。

## 第6章 施政方針 ～平成27年(2015年)7月～

平成27年(2015年)5月から新たな市政がスタートした。自治基本条例の見直し検討にあたっては、市政の課題や政策の方向性を知る必要があるため、同年7月定例会市議会における市長の施政方針演説(全文)を掲載した。

なお、地域自治推進室において、特に自治基本条例やその見直し検討に係る箇所を強調し、付番している。

---

### はじめに

私は先の統一地方選挙におきまして、市民の皆様から厳粛なご信託を賜り、第20代吹田市長に就任させていただきました。「清新な市政で誇りある吹田ブランドをさらに強化する」ことを標榜し、市政の刷新に取り組み始めたところです。本日、議員並びに市民の皆様へ、今後4年間の市政運営にあたりましての所信を申し述べさせていただきます。

- ① **私は職員として、これまでの4年間の市政に強い危機感を持ってまいりました。それは第一に、市政の進め方に民主性を欠いていたことであります。私は本来、市政運営は「傾聴」と「対話」、「議論」を通じて得られた結論を共有することが基本であると考えています。**

納税者たる市民、その委託を受けて市政を運営する行政は、受託者として謙虚に市民の声に耳を傾け、市政の課題に適切に対処するための政策案を市民の代表者たる議会にご提案申し上げる立場にあります。

そして、議会において相互の信頼に基づき議論を重ね、市民にとって最も望ましいと判断された政策を、誠意を持って着実に執行していくことを負託されております。

市民の皆様から「結論ありきだ」、「決め方が強引だ」、「広く意見を聴け」、「謙虚たれ」という厳しいお言葉が寄せられた原因は、民主的な進め方と市民に対する謙虚な姿勢に欠け、議会との信頼関係を築くことができなかった市政運営にあると考えます。

第二に、市民から預かった貴重な税金を活用し、政策を執行する行政は清潔さに疑いを持たれてはいけない、ということでもあります。清潔であることは当然として、「常に清潔が見える」ことが必要であります。

残念なことに、この点に重大な疑義が生じ、議会に100条委員会が設置されるなど、市民の皆様の市政に対する信頼が大きく損なわれてしまいました。

私はこれらの経験から多くのことを学びました。そして、本市の市政運営を正すこと、すなわち市民に寄り添った「清潔で民主的な市政」を取り戻し、喫緊の課題の解決や将来を見据えた政策の立案に取り組む、そのような重い使命を背負い、今ここに立たせていただいております。

今後は、議会の皆様と力を合わせて、対話を基本とした民主的な市政運営に努めてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

はじめに、財政運営についての考え方を述べさせていただきます。これまでの4年間の市政運営においては、本市の財政状況を危機的状況と判断して、非常事態宣言のもと、様々な見直しを急激に行いました。

しかしながら、本市の税収は市民一人あたりで見ますと、市民税や固定資産税とも府内で常にトップクラスを維持し、自主財源率が高いことから、苦しい歳入状況にある自治体が多い中で比較的安定した状況にあると言えます。

このような中であって、健全な財政基盤の確立と、将来への必要な投資を両立させてこそ、はじめて市民への責務を果たすことができるものと考えます。

そのため、赤字地方債の発行を可能な限り抑制しながら、市政の諸課題に対応するため、効率的・効果的な施策・事業を実施し、持続可能な財政運営を進めてまいります。

事務事業の担い手については、財政的な側面を第一に、安易に「官か民か」という判断をしてはならないと考えています。

私はこれまでの行政経験から、「市民にとって望ましい担い手とは」という考えを基本に置くことの大切さを学んできました。なぜなら、あらゆる事業には歴史と経過があり、その影響を直接受ける市民、利害関係者が存在するからです。

- ② 「官が担うべき、もしくは官しか担えない事業」、また「官が関与すべき、もしくは関与することが望ましい事業」を検証したうえで、「民に任せることが可能な事業」や、社会的なニーズを踏まえ「むしろ民に任せた方がいい事業」について、行政の適切な関与のもとアウトソーシングを進めてまいります。担い手として、地域住民やNPOについても、これまで以上にその力をお貸しいただきたいと考えています。

ただし、一定期間を経たのちにサービス内容や質に関して客観的な評価を行い、その選択の妥当性を検証しなければならないことは言うまでもありません。

本年は、戦後70年という節目にあたります。今なお、世界各地で武力紛争が繰り返され、数多くの人々が犠牲になっています。中でも子どもや女性が傷つき、命が失われていることに心が痛みます。私は、平和の尊さ、命の大切さを今一度かみしめ、市民の皆様とともに非核・平和のまちづくりに努めてまいります。

また、女性や子ども、障がい者、高齢者などの人権が侵害されている現実があります。DV防止と児童虐待の防止を一体的な取組として進める「Wリボンプロジェクト」をはじめ、啓発や人権施策を積極的に推進し、個人の尊厳と自由が尊重され、安心して住み続けることができるまちにしてまいります。

以下、「清新な市政で輝く未来」を実現していくため、吹田ブランドであり、誇りである「福祉と医療」、「教育、文化、スポーツ」、「高質で安全なまちづくり」、「市民力、地域力」を中心に、今後4年間の市政運営にあたっての取組の方針や内容等について申し述べたいと存じます。

## 福祉と医療

市政運営のかたちや力点の置き方は、有事と平時では異なります。今、団塊の世代が後期高齢者となる2025年へとゆるやかに、しかし着実に「静かな有事」に向かっているとと言えます。これまで社会保障財政を支えてきた団塊の世代が給付を受ける側に回ること

で、医療・介護・福祉サービスの需要と供給のバランスが崩れるのではないかと先行きを不安視する声もあります。

この有事にしっかり備え、高齢者が住み慣れた地域において健康で安心して、そして幸せに齢(よわい)を重ねていくことができる「幸齢社会」を実現する必要があります。日々の生活を一体的に支える「地域包括ケアシステム」の構築とともに、市民力、地域力、企業の力を寄せ合い、健康寿命を延伸する取組として医療と介護、運動をつなぐ独自の体制の確立に努めてまいります。

吹田操車場跡地は、「健康・医療」をコンセプトとする「北大阪健康医療都市『健(けん)都(と)』」として、関係機関とともにこれまでにない新しいかたちのまちづくりを行ってまいります。

その中核である国立循環器病研究センター及び市立吹田市民病院の移転建替と併行して、医療クラスターを形成するための基盤整備等を進めています。

あわせて、駅前商業施設の建設、イノベーションパークでの健康・医療関連企業等の誘致、健康増進広場の整備等、厚生労働省をはじめ関係機関と連携して健康寿命の延伸に全力でチャレンジし、「攻めの保健医療」で循環器病予防先進都市をめざします。この地域において、新たな健康産業の創出を促進することで、我が国が直面している2025年問題に対して一歩踏み出したソリューションを提示したいと考えています。

この地を含め、本市には大阪大学をはじめとする5大学や様々な高度研究施設、医療機関が集積し、いわば大きなクラスターを形成しています。また、本市そのものが北大阪の「知のクラスター」の核であるとも言えます。その特長をさらに成長させるためにも、新たな研究機関を誘引できるような環境を整えてまいります。

人は平等に年を取ります。私は、超高齢社会の今だからこそ、高齢者を敬う気持ちはもちろんのこと、高齢者自身が長寿を幸せに感じ、誰もが年を重ねることを幸せに思える「幸齢社会」をつくるのが大切であると考えています。

地域における様々な取組や高齢者自身の活動を通して、日々の暮らしの中で、生きがいづくり、健康づくりをはじめ地域活動に取り組むことや、医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心安全に暮らしていくことができる仕組みづくりを進めてまいります。

高齢者が日常生活において、「会う人、する事、行く所」を持つことで社会とつながり、心身ともにいきいきと暮らすことができるよう、地域で取り組まれつつある「幸齢者のたまり場」づくりを支えてまいります。今後の地域活動では、元気な高齢者自身が、安心な暮らしを支える様々なサービスの提供者となることも大きなポイントと考えています。

平成26年(2014年)に国において、「障害者権利条約」が批准されました。ここに至るまでの一連の法整備は行われましたが、障がい者本人のみならず、家族の高齢化が進んでおり、とりわけ医療的ケアを必要とする重度障がい者は、厳しい社会経済状況への対応を迫られています。

そうした障がい者が、将来にわたって地域で安心して暮らしていける環境を整備する基本的な責任は行政にあります。国費に本市独自の補助を加えて、その環境整備を図る事業予算を今議会にご提案しています。重度障がい者の地域生活支援拠点を整備し、市域全体での障がい者施策の充実を図ってまいります。

移動が困難な市民の交通手段の確保は、今後ますます深刻な問題となります。通院をサポートするなどの細やかなサービスは、市内に数多くある鉄道駅や一定の路線を定時走行するバスだけでは困難な場合もあるため、交通弱者対策として、今後タクシーを活用した新たな移動支援システムの導入に向けて検討を進めます。

なお、市民病院においては、患者サービス向上の観点から、今年度中に送迎バスの試験運行が予定されています。

### ③ 「子どもは社会が育てる」。私は、子どもは家庭だけでなく、学校や地域、社会全体で育むものと考えています。

本市は、レベルの高い子育て政策を進めてまいりました。先人の努力により地域に根付いた理念や取組に学びつつ、「子どもと親にとって」を第一に考え、子育て施策を充実させてまいります。

最重要課題として、平成29年度（2017年度）までに待機児童を計画的に解消するため、官民あげて保育所機能を充実していく必要があります。私は、公立保育園の担う機能の維持と、私立保育園の強みを生かす、その両面からこの社会的課題に立ち向かわなければならないと考えています。

公立幼稚園の一部については、幼稚園型認定こども園へ移行させ、3歳以上の児童を対象とした保育を実施してまいります。

現在進めている一部公立保育園の民営化は、すでにご議決いただいたものであり、未来の子ども達に適切な保育環境を提供するための積極的な保育政策であると理解しています。

ただこの民営化については、保護者との「対話」と「傾聴」が十分に行われず進められた部分があり、私は、本市初の民営化園になる南保育園の保護者の不安を少しでも解消したいと考えています。そのため保護者と、事業者に関する条件等を十分検討する期間を設定したいと考えており、その実施スケジュールを見直すことにご理解いただきたいと存じます。

また、あらゆる子育ての悩みに対応できるよう、子育て情報の提供の充実や、個別ニーズに合った施設やサービスを円滑に利用していただくためのサポートなど、地域における子育て支援に一層取り組んでまいります。

## 教育、文化、スポーツ

次に、教育、文化、スポーツについて述べさせていただきます。

幼稚園、小中学校で受ける教育は、その後の人生において大きな糧となります。この期間は、確かな学力、豊かな人間性、健康や体力など、子どもたちが新しい時代を生き抜くために必要とする総合的人間力を培う重要な時期です。

「吹田市総合教育会議」を通じて市長部局と教育委員会との連携をより深め、教育現場が置かれている状況を的確に把握し、学習環境の整備や学校支援に取り組んでまいります。

また、学校教育の充実に、より集中できる体制にするため、教育委員会と、その所管業務分野の見直しについて協議してまいります。

今後とも、中学校ブロックの特色を生かした小中一貫教育を一層推進するとともに、いじめを許さない態度、命を尊重する姿勢など、子どもたちの豊かな学びと心を育む学校づ

くりを進めてまいります。

いよいよこの秋、市立吹田サッカースタジアムが完成します。我が国最高レベルのチームであるガンバ大阪の本拠地を有することは、自治体にとって大変大きな社会的、文化的価値があります。

スタジアムの建設から運営の段階へと新たなステージへ向かう今こそ、本拠地自治体としてガンバ大阪との信頼関係をより一層深め、様々なかたちで応援してまいりたいと考えています。

芸術、芸能、音楽、スポーツなど、私たちの暮らしを彩る分野での市民活動と、そのレベルの高さは本市の誇りであり、「文化が香り、芸術花開く豊かなまち」をこれからも守り育てていかなければならないと考えています。

各地域のこれら市民活動の発展が、結果的に地域コミュニティの醸成につながることから、その支援に積極的に取り組んでまいります。その一つとして、市民活動の場となる公共施設の使用料については、適切な負担となるように料金設定や減免制度の検討を行います。

メシアターの愛称で親しまれている吹田市文化会館は、本年4月に開館30周年を迎えました。これまで培ってきたメシアターの持つ文化・芸術空間としての品格を大切に、さらに熟成させ、これからも「吹田の文化の殿堂」であり続けられるよう、施設や設備の大規模改修を実施いたします。

本市は、健康づくり宣言を行い、生涯スポーツの推進を目標に、市民の健康づくり・体力づくり施策の充実と発展に取り組んできました。超高齢社会を迎え、健康の保持・増進のため、体育と保健を一体化した取組を進めます。

適度な運動を続けて健康を維持することを目的に、本市の体育指導員の知識経験を最大限生かしてまいります。医療的なエビデンスをもとに正しい運動に広く取り組んでもらえるよう、体育指導員と保健師で構成する運動と健康の知識を併せ持つチームの編成をいたします。

## 高質で安全なまちづくり

本市では現在、複数の大規模まちづくり事業が並行して進んでいます。時系列で改めて整理をしますと、万博公園南側エリアでは、本年秋の完成をめざして、エキスポランド跡地での巨大な複合集客施設の建設、その向かい側での4万人収容のサッカー専用スタジアム建設、平成28年（2016年）に千里山駅東側の交通広場が完成、吹田操車場跡地では平成30年度（2018年度）の完成に向けた循環器病研究センターと吹田市民病院の建設事業、そしてこれらと有機的に結びつく商業施設の建設及びイノベーションパークの創出。

同じく平成30年度（2018年度）末、南吹田地域では、幹線道路がつながるとともにJRの新駅が開業。

千里ニュータウンにおいては、公的賃貸住宅の建替やマンション建設が進行しています。これら一つひとつが本市のまちづくり史に残る大きな事業ばかりです。

私は、ここ数年間に集中してなされるこれらの事業がバラバラに進む現状に対して、都市政策上大きな懸念を抱いてきました。これらの事業に共通する理念の横串を刺し、命を吹き込むこと。具体的には、「循環器病予防」、「豊かな超高齢社会」、「先進的な環境技術」、「みどり」などのテーマやコンセプトを事業者に示し、個別事業のトータルコーディネートに取り組んでまいります。

ニュータウン開発から半世紀を経ました。北摂のブランドとして今に引き継がれた質の高い住環境、完備された道路や公園、豊かなみどりは、開発者である大阪府が手掛けた、当時としては先進的な都市デザインによるものです。

時代の流れの中で、車を利用するライフスタイルが定着し、周辺に大型ショッピングセンターが増加、あるいは計画される現在、開発当時からまちづくりの基本思想としてきた近隣住区論と、それに基づき設置された地区センター、近隣センターの今日的な意味については、大阪府とともに再検証する必要があります。

千里北地区センターについては、今後果たすべき役割を踏まえた市の将来ビジョンを策定し、これにより開発事業の誘導を行ってまいります。

本市の公共施設は、人口急増期に建設され50年近く経過しているものも多く、施設の長寿命化や更新などに取り組まなければならない時期に来ています。

利用状況や多様化する市民ニーズ、地域特性への適応状況など施設の実態を踏まえて、現在と同じ機能や規模で建て替えるのではなく、複合化や集約化等により、多機能で利便性の高い施設となるよう、最適化に取り組んでまいります。

公共施設の大きな割合を占める学校施設については、老朽化が進む校舎等の改修を計画的に実施していくとともに、教育的な配慮からトイレの改修をできるだけ早期に進めてまいります。

これらの課題は、本市がはじめて直面するものです。解決に向けて議員の皆様とも知恵を出し合いながら力を合わせ、まちの将来像を見定める中で「立地適正化計画」を検討するなど、国と連携して50年、100年先を見越した「仕掛け」を施し、豊かな暮らしを支える高質で品格あるまちづくりを進めてまいります。

本市は橋や道路施設などインフラが全市域に整備されたまちであるため、上下水道管などの更新や洗浄、道路施設の点検保守など、適切な維持管理に要する経費は多額にならざるを得ません。

これらの維持管理に伴う効果は、市民にとって実感しにくいものですが、その経費は市民の「命を守る」、「まちの品格を保つ」ためには必須であり、「まちの固定費」であることから、減価償却の考え方を採り入れた新公会計制度を十分に活用することで、より適切に進めてまいります。

水道事業においては、必要な施設整備を計画的に実施するとともに、将来世代への責任を果たす中長期的な経営の観点から、平成28年（2016年）4月の料金改定に向け、必要な見直しを進めてまいります。

下水道事業については、近年多発しているゲリラ豪雨に対応する浸水対策を積極的に進めるとともに、老朽施設の長寿命化に取り組みます。また、経営の透明性、健全性の強化を図るため、地方公営企業法を適用いたします。

自転車は、エコで身近な乗り物として多くの市民に利用されている一方、放置自転車や危険運転が大きな問題となっています。こうしたことから、走行空間の整備、駐輪場の充実、マナー向上、安全利用の促進、すなわち「はしる」、「とめる」、「まもる」、「つかう」の4本の柱を軸に、総合的な自転車対策を進めてまいります。

みどりの充実に対する市民ニーズは常に高く、豊かなみどり環境は本市のブランドの一つになっています。市内で進む大規模開発事業においては、可能な限り、これまで以上にみどりが豊かになるよう、事業者働きかけてまいります。

市民の憩いの場である公園では、一年を通して楽しんでいただくとともに、新たなコミュニティ空間を創出するため、千里南公園内にパークカフェを設置する具体的な検討を行います。

市の住宅の4分の3が集合住宅である特殊性を特長ととらえ、そのベランダ部分を管理組合が自主的に花で飾る「彩(いろどり)団地プロジェクト」に取り組んでまいります。

府営住宅の建替に伴い、桃山台～南千里駅間の沿道には花とみどりの豊かな景観を創り出すとともに、千里花とみどりの情報センターを「みどりのシンクタンク」として活用してまいります。

これら、みどりに関する一連の取組を、「街に花を、公園に集う場を」を合い言葉に市民と一体となり進めてまいりたいと考えています。

基礎自治体に取り組むべき環境問題の中で、市民生活に直接関わる最も重要なものは、廃棄物と公害です。

廃棄物は市が責任を持って処理施設の運営を行い、継続的安定的な処理体制を堅持するとともに、市民とともに分別や啓発活動を続け、ゴミの減量に取り組んでまいります。

近隣騒音や振動、悪臭などのローカルな公害問題は依然として存在し、今も多くの苦情や相談が市に寄せられています。発生者には近隣への配慮がなされるよう、粘り強く働きかけてまいります。

自然環境については、身近なみどりや生き物の生息環境が多くのアマチュアナチュラルリスト市民により守り育まれていることが、本市の強みです。この強みを生かして、環境教育の推進や生き物の生息環境の保全を図る取組を進めるとともに、生物多様性の保全を図るための地域計画づくりを、近隣自治体と連携して広域的に進める方策を検討してまいります。

エネルギー問題については、市自らが省エネ機器の使用や再生可能エネルギーを活用することに加えて、環境教育や啓発事業を通じて、今一度「もったいない精神」に立ち返り、使用量そのものを削減する「節エネルギー」の取組を広げてまいります。

環境への取組をまちづくりに実装する、いわゆる「環境まちづくり」については、本市独自の環境配慮誘導ツールである「環境まちづくり影響評価条例」と「環境まちづくりガイドライン」の運用により、事業者に対して環境性能の向上に努めるよう、強く働きかけてまいります。

特に近年の過酷な夏の暑さ対策については、熱中症により生命に危険が及ぶ事例も発生していることから、これまで本市が環境省と連携して進めてきたヒートアイランド対策への取組をより積極的に進めてまいります。

長年、対策のあり方を模索してまいりました南吹田地域の地下水汚染については、その責任主体を明確にすることが容易ではないこと、例え明確にしたとしても環境法令上の法的責任を問うことが非常に困難である状況を踏まえ、今後は浄化対策に継続して取り組む環境整備を進め、関係者との協議が整い次第、具体的な対策を開始することで地域住民に対する行政の責務を果たしてまいります。

- ④ **高い確率で発生が懸念される南海トラフ大地震をはじめ、内陸直下型地震、台風、洪水などの大規模災害に備え、災害時にサポートが必要な市民のための避難所を整備してまいります。**

とりわけ、住宅市街地に広いキャンパスを有する関西大学千里山キャンパスについては、配慮が必要な市民を「平時施設の有事利用」という考えに基づき、一定期間受け入れていただく構想を「関西大学レジリエンスキャンパス構想」として、両者で実現に向け課題の解決を図ってまいります。

摂津市をはじめ近隣自治体と連携し、超高齢社会における救急救命体制を充実させるなど消防力の強化を図り、安心安全のまちづくりを推進します。

### 市民力、地域力とともに

本市の誇るべきブランドの一つは、多彩な人材に支えられた強い市民力であります。自治会活動や青少年育成活動、防犯活動、地域福祉活動、美化活動、NPO活動、そしてPTAや公民館活動等を通じて、地域での人と人とのつながりが保たれています。

今後数十年は続く超高齢社会において、地域における互助力は高齢者の大きな支えになります。しかしながら、自治会への加入率は年々低下しており、現在市民の約半数は加入しておられない状況にあります。

- ⑤ **私は地域を元気にし、住民同士の絆を強めるためには、自治会活動の活性化が極めて重要だと考えています。そのため、若い世代をはじめ、より多くの方が自治会活動に参加しやすく、その意見が反映されるような仕組みが必要です。きっかけづくりや、NPO、大学、事業者など外部との連携、また、より広い住民交流や、運営面での活性化に努めていきたいと考えています。**

産業振興については、雇用や定住、地域活力等を生み出し、まちを活性化するうえで、重要な要素となっています。そのため、商工会議所等と連携して、創業支援に取り組むとともに中小企業の成長を支援し、事業活動の安定化につなげてまいります。

既存の企業の成長促進等を図ることで、若者の就職の受け皿を広げ、さらに「大学のあるまち」という本市の特徴を生かして、新卒大学生の市内企業への就職につながる取組を進め、地域力の維持、拡充を図ってまいります。

商業地の整備については、JR吹田駅南立体駐車場跡の利活用やニュータウン各住区の近隣センターの再生、北千里駅前の再整備などの課題がありますが、社会状況の変化に即した取組がなされるよう、事業者との対話を深めてまいります。

工事や物品購入等の発注にあたっては、入札や契約の透明性、競争性を保ちつつ、可能な限り分離・分割発注を行い、市内事業者の受注機会の確保に努めてまいります。地元の企業のビジネスチャンスをさらに拡大するため、市内事業者への優先発注の基準について

は、実効性が高まるよう見直してまいります。

### 政策の実現力を高める

人口が減少し、さらに高齢化が進むという、我が国が直面する大きな課題に対し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して将来にわたって活力のある社会を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これに基づき、本市の人口ビジョンと特色ある施策を取りまとめた総合戦略を策定いたします。

- ⑥ **東日本大震災以前に策定した現総合計画については、速やかにその内容を見直さなければなりません。現在、本市では各分野が個別の計画を持っています。これらを取りまとめることを基本に、議会の意見をしっかりお聴きしながら、将来を見据えた新たな総合計画を策定し、その中で長期の財政計画もお示ししていきたいと考えています。**
- ⑦ **新たな市政のもとで業務のあり方を見直し、福祉と保健医療分野や新たな教育委員会体制、まちづくりを総合的にコーディネートする都市デザイン組織等を整えるため、来年度を目途に組織改正に取り組んでまいります。**

庁内のデザインにセンスが感じられない、他の市役所と比べて暗い、めざす窓口の場所が分かりにくい、という声にこたえるため、案内表示のカラーリングや業務内容の表示方法を見直し、市民にわかりやすく、そしてセンスの良いデザインにリニューアルいたします。

市政運営上、中央官庁をはじめ国会や政府、首都圏先進自治体の動向や意向にアンテナを張り、常に最新の情報を把握しておくことが大切です。こうしたことから、都道府県や政令市のみならず、多くの意識の高い基礎自治体が東京に事務所を構えています。

現在本市は、健康・医療のまちづくりや千里ニュータウンの再生、先進的な環境まちづくりなど、国と連携して戦略的に進めなければならない取組を加速しようとしています。そこで、各省庁の補助事業へのエントリーや、予算・モデル事業の獲得など、市政を効果的に推進するために情報収集力を強化する必要があり、その方策の一つとして、東京に事務所を設置することも検討します。

市政を進めるエンジンとしての行政を構成しているのは一人ひとりの職員です。その職員に元気がないという声を多くいただきました。これまでの4年間においては、適切に職員を採用せず、多くの事業を廃止・縮小するとともに新規拡充事業は抑制、そのうえに厳しい給与カットがなされてきました。そのような組織で働く職員から、はつらつとした活気が失われても当然です。

- ⑧ **組織力には、組織構造、職員数そして職員の質、やる気が大きく関係します。一人ひとりの貴重な人材がまちづくりの担い手となるよう、個々のやる気を引き出し、その質を継続的に高めるような人材育成に着手します。特に管理職については年功にとらわれ過ぎず、資質とやる気を持った職員を引き上げるフェアな任用制度を確立してまいります。**

現行の人事評価制度と部長昇任試験制度については一旦停止し、その運用成果を調査検証いたします。部長ポストにおいては、翌年度以降の事業遂行に関して、市民と議会に対し、責任を持って発言、答弁を行うべき立場であることが望ましいことから、定年退職までの期間を考慮した人事配置を行うこととします。

職員採用にあたっては、来年度の採用に向けて、本市独自の採用試験を実施することいたします。基礎自治体の職員は市民と接し、心に寄り添うことが求められることから、学力レベルが極めて高くないと面接試験を受けられない現在の選考方法を見直し、人間力の高い多様な人材を招き入れることができる方法に変更いたします。

あわせて、福祉や環境等の分野ごとの採用を行い、経験を生かすことができる、あるいは志を持った分野で一定期間活躍できる新たな人事システムを研究します。

すべての人が性別に関わりなくいきいきと活躍し、安心して暮らすことのできる豊かなまちの実現のためには、ワーク・ライフ・バランスの確立が不可欠です。市役所の取組は地域社会に対して強い影響力があります。働きやすい職場づくり、とりわけ子育て世代への適切な配慮に一層取り組み、ワーク・ライフ・バランスが健全に保たれる組織運営に努めてまいります。

以上の取組を積極的に実施し、庁内組織力の強化を図ってまいります。

## 結びに

結びに、包括的な事項について何点か申し述べさせていただきます。

マスコミをはじめ、多くの市民の皆様にご疑義を持たれました市政運営について、新たな市政がスタートして明らかに清潔になったと感じていただくことが信頼回復につながると考えています。

一連の不名誉な報道や捜査、議会による100条委員会の設置などにより、本市の名誉は大きく傷つきました。先の市長選挙において、私を市長にお選びいただいた背景には「市役所をまともにせよ」、「市政を清潔にせよ」、「これ以上愛する吹田を傷つけないで」という多くの市民の思いがあります。

- ⑨ この教訓を未来に生かすため、私は今後の市政運営において、入札や契約、職員採用をはじめとする、あらゆる行政分野に対する不当要求行為があった場合には、コンプライアンス審査会、公共工事等入札・契約制度改善検討委員会、入札等監視委員会を積極的に活用し、要求に一切応じないことを市民の皆様にお約束申し上げます。
- ⑩ 中核市になると一定の権限が付与され、自治体としての自立性が高まる一方で、その機能を果たすための財政負担が発生します。私は、行政がその規模にふさわしい権限と責任を持ち、自らの判断力を発揮できる体制になることが、市民の皆様のご負託に応える道であると考えます。

このような考えに基づき、平成31年度（2019年度）を目途に中核市への移行を進め、北大阪を代表する自治体としての社会的責任を果たしてまいります。

- ⑪ 本市は豊中市、箕面市、茨木市、摂津市、大阪市に接しております。それぞれの自治体は、図書館、体育館等の様々な施設や、消防力などを有しています。これから各市は、施設の老朽化や耐震化、税収の悪化、人口の減少などの大きな波にさらされます。一義的には各自治体にその対応の責務がありますが、北大阪全体として課題ごとに互助連携を進めることで、地域力を総合的に向上させる必要があると考えており、思いを共有する近隣自治体と積極的に協議・調整してまいります。

⑫ 私が描く本市の将来像は、「誰もが自分らしく生き、一人ひとりの人権が尊重される、真の豊かさに満ちた成熟社会」です。そのためにも、子どもから高齢者までともに支え合えるまちづくり、ひとづくりに取り組んでまいります。「福祉と医療」、「教育、文化、スポーツ」、「高質で安全なまち」、そして「市民力、地域力」は、本市のブランドであり、誇りです。私は、我が国がめざすべき成熟した社会のトップランナー自治体の長として、これらの吹田ブランドをさらに強化し、10年後、20年後の市民に対してもしっかりと行政責任を果たしてまいります。

以上、市政に取り組む私の基本的な姿勢を申し述べさせていただきました。ともに吹田市を心から愛し、そこに暮らす市民すべてに責任を持つ者として、議員の皆様と力を合わせ、「清新な市政で輝く未来」の実現に尽力させていただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げて、私の初めての所信表明とさせていただきます。

## 第7章 自治基本条例の見直し検討ポイント一覧

以下の表は、自治基本条例の見直し検討にあたって、議論の一助とするために、既述した他自治体の状況（第4章 調査種別 4-1、4-2）、市民からの提言（第5章）をもとにして「見直し重要度」を表すとともに、自治基本条例の施行実態（第3章）、関連する主な施政方針（第6章）の該当ページ数を一覧にしたものである。

| 章・条/<br>見直し重要度                   | 施行<br>実態   | 他自治体の状況<br>4-1/4-2 | 市民からの提言  | 施政方針 |           |
|----------------------------------|------------|--------------------|----------|------|-----------|
| <b>前 文</b>                       |            |                    |          |      |           |
| △                                | —          | 17P                | —        | 60P① | 69P①、79P⑫ |
| <b>第1章 総則</b>                    |            |                    |          |      |           |
| —                                | 第1条        | 17P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第2条        | 17P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第3条        | 18P                | —        | —    | —         |
| <b>第2章 市民自治の基本理念及び市民自治の運営原則</b>  |            |                    |          |      |           |
| —                                | 第4条        | 18P                | —        | —    | 78P⑩      |
| —                                | 第5条        | 19P                | —        | —    | —         |
| <b>第3章 市民の権利、責務等</b>             |            |                    |          |      |           |
| —                                | 第6条        | 19P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第7条        | 19P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第8条        | 20P                | —        | —    | —         |
| △                                | 子どもの<br>権利 | —                  | — / 48P③ | —    | 72P③      |
| <b>第4章 議会</b>                    |            |                    |          |      |           |
| —                                | 第9条        | 20P                | —        | —    | —         |
| △                                | 第10条       | 20P                | 41P③ / — | 61P② | —         |
| △                                | 第11条       | 21P                | 41P③ / — | 61P② | —         |
| <b>第5章 市長及び市長以外の執行機関並びに職員の責務</b> |            |                    |          |      |           |
| △                                | 第12条       | 21P                | —        | 67P① | 77P⑧、78P⑨ |
| —                                | 第13条       | 24P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第14条       | 24P                | —        | —    | —         |
| <b>第6章 情報共有、情報公開等</b>            |            |                    |          |      |           |
| —                                | 第15条       | 25P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第16条       | 25P                | —        | —    | —         |
| —                                | 第17条       | 25P                | —        | —    | —         |

| 章・条/<br>見直し重要度                    | 施行<br>実態       | 他自治体の状況<br>4-1/4-2 | 市民からの提言   | 施政方針      |           |
|-----------------------------------|----------------|--------------------|-----------|-----------|-----------|
| <b>第7章 市民参画及び協働</b>               |                |                    |           |           |           |
| △                                 | 第18条           | 26P                | —         | 67P⑦      | —         |
| △                                 | 第19条           | 26P                | —         | 59P①、61P③ | —         |
| —                                 | 第20条           | 28P                | —         | —         | —         |
| △                                 | 第21条           | 29P                | —         | 62P③      | —         |
| △                                 | 第22条           | 29P                | —         | 62P③      | —         |
| △                                 | 第23条           | 30P                | 40P②/—    | —         | 70P②、76P⑤ |
| <b>第8章 コミュニティの尊重等</b>             |                |                    |           |           |           |
| ○                                 | 第24条           | 31P                | 40P②/—    | 63P④、67P⑦ | 70P②、76P⑤ |
| △                                 | まちづくり<br>の人材育成 | —                  | — /50P⑦   | —         | —         |
| ○                                 | 地域自治<br>組織     | —                  | 40P②/51P⑧ | 59P②、63P④ | 70P②、76P⑤ |
| <b>第9章 行政運営の原則</b>                |                |                    |           |           |           |
| △                                 | 第25条           | 33P                | 42P④/—    | 66P⑤      | 77P⑥      |
| —                                 | 第26条           | 33P                | —         | —         | 77P⑦      |
| —                                 | 第27条           | 34P                | —         | —         | 77P⑥      |
| —                                 | 第28条           | 34P                | —         | —         | —         |
| —                                 | 第29条           | 35P                | —         | —         | —         |
| △                                 | 危機管理           | —                  | 39P①/46P① | —         | 76P④      |
| △                                 | 公益通報           | —                  | 43P⑤/50P⑥ | —         | 78P⑨      |
| △                                 | 出資団体           | —                  | 43P⑥/53P⑩ | —         | —         |
| △                                 | 行政手続           | —                  | — /47P②   | —         | —         |
| △                                 | 政策法務           | —                  | — /49P⑤   | —         | —         |
| △                                 | 監査             | —                  | — /52P⑨   | —         | 78P⑩      |
| <b>第10章 市民自治推進委員会</b>             |                |                    |           |           |           |
| △                                 | 第30条           | 35P                | —         | 66P⑥      | —         |
| <b>第11章 国及び大阪府その他の自治体との連携及び協力</b> |                |                    |           |           |           |
| —                                 | 第31条           | 36P                | —         | —         | 78P⑪      |
| △                                 | 国際交流           | —                  | 44P⑦/48P④ | —         | —         |
| <b>第12章 条例の見直し等</b>               |                |                    |           |           |           |
| —                                 | 第32条           | 36P                | —         | —         | —         |



吹田市自治基本条例見直し検討資料集

発行 まち産業活性部地域自治推進室

住 所 : 〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号

TEL : 06-6384-2139

FAX : 06-6384-1292

E-mail : ks\_jichi@city.suita.osaka.jp